

萩原忠作著

新編
適用
教授法

發兌元

合資
會社
普及舍



本書は學級教授の要を傳へんがため各種學級實際の教授方法を簡易に説述し理論の末に走らず説く所敢て斬新なりといはずたゞ實際教鞭を執らんとする人々の指南たらん考を以て編せり偏に實驗教授家の叱正を仰ぐ

明治三十四年一月

著者識

新令
適用
教授法目次

一、序言

教育の意義……教育の場處……教育の方法……本書の目的……四

第一篇 教授汎論

第一章 教授の意義及教授の要旨……………六

第二章 教授の材料……………八

材料選擇の要件……材料の教育的價值……材料の排列……教

科課程表……教授時間表……教授細目……細目の形式……教

科の連絡……………二三

第三章 教授の方法……………二六

教順……分解法……總合法……歸納法……演繹法……教段……

…五段の形式的段階……目的の指示……教段の名稱……豫備
 ……提示……比較……統合……應用……教段を適用するに關
 しての注意……方法的單元……教案……教式……講話式……
 齊唱式……口授式……示例式……發問式……發題式……討論
 式……談話式……發問上の心得……答辯の處置……教式と教
 段……教様……心情……容儀及舉示……音聲及言語……六六
 第四章 學校學級……六七
 學級の意義……學級の數に依る學校の別……學級の種類及名
 稱……准教員の任務……級長……組別及其名稱……六八

第二篇 各科教授法

第一章 修身科教授法

第一節 一級教授法……教授の要旨……教授の材料……教授
 ……七七

方法……教授上注意すべき要件……八八
 第二節 複級教授法……九一
 第三節 單級教授法……細目及教授方法……教授上注意すべ
 き要件……九三

第二章 國語科教授法

第一節 一級教授法……教授の要旨……教授の材料……教授
 方法……九八
 第一、年少兒童に授くる國語科……甲、尋常科第一學年の初歩
 ……乙、尋常科第一學年終期及第二學年……一〇三
 第二、讀話……教授方法……教授上注意すべき要件……一〇八
 第三、話作……教授の方法……書簡文改良案教授方法……教
 授上の注意……一三二

第四、書き方……材料及教授方法……教授上の注意……一三六

第二節 複級教授法……一三七

第一、讀話……材料及教授方法……教授上の注意……一四二

第二、話作……一四三

第三、書き方……一四七

第三節 單級教授法……一四九

第一、讀、習又は習讀……一五一

第二、話作……一五六

第三章 算術科教授法……一五六

第一節 一級教授法……教授の要旨……教授の材料……教授方法……二十以下の加減乗除……暗算……筆算の加減乗除……九々……小數分數……一八〇

第二節 單級教授法……教授細目……暗算教授法……筆算教授法……一九〇

第三節 複級教授法……一九二

第四章 地理科教授法……一九三

第一節 教授の要旨……教授の材料……教授方法……教授上の注意……一九七

第二節 複級教授法……一九九

第三節 單級教授法……二〇一

第五章 歴史科教授法……二〇二

第一節 一級教授法……教授の要旨……教授の材料……教授の方法……教授上の注意……二〇五

第二節 複級教授法……材料及教授法……二〇七

第三節 單級教授法……………一一二

第六章 理科教授法……………一一四

第一節 一級教授法……………教授の材料……………教授
方法……………教授上の注意……………一一〇

第二節 單級及複級教授法……………一一一

第七章 圖畫、唱歌、體操、裁縫、各科教授法……………一一二

圖畫科の要旨及材料……………唱歌科の要旨及材料……………體操科の要旨及材料……………裁縫科の要旨……………以上諸科教授方法……………一一八

附錄

小學校教則

荻原忠 著作



法言

孟子曰「飽食煖衣逸居而無教則近禽獸」と。教育の必要にして、缺く可らざること斯の如し。然らば則ち此の必要事業に従事せんとするものは先づ、

- (一) 教育の意義
 - (二) 教育の場所
 - (三) 教育の方法
- 等につき、よろしく講究するところなかるべからず。より

て今簡単に之を解釋せん。

教育の意義。 Educationといふ語は昔は單に、人類に對して作用することのみ限られざりき。即ち植物の培養家をも、Educatorと稱したることありと雖、今日は單に人類に作用することのみ使用せらるゝ語となりたり。而して此の熟語の支那古典に見えたるは、孟子に得天下英才而教育之一樂也とあるを以て始めとす。國語の「をしへ」をだつる「は、其語原に就て、考ふるに、をしく（愛惜の意）と愛するものを、そびら（背）を打ちて、引き立つる」の意なりと解したる人あり。この「愛しく」と愛するものは、人類にして、教育は即ち之を引き立たしむる義なること明なり。さ

は、れ斯の如く洋の東西に互り、其字義を尋ね、用語の沿革を繹めるが如きは、本書の能事とする所にあらず。今左に教育學者の多く是認する意義を述べれば左の如し。曰く、教育とは、成人が未成人に對して、施す所の有意的感化なり。

而して此に謂ふ所の感化の内容如何によりて、教育の實際には、諸種の別を生ずるなり。例へば、道德教育と云ひ、宗教教育といふが如し。

教育の場所。 教育は母の胎内に於て、已に開始せられ、家庭に於て行はれ、學校に於てはた社會に於て行はる。以後特に説述せんとする教育は、學校に於てする教育なり。

而して學校にも種々あり。専門の教育を施す所、職業を傳達する所、白痴或は盲啞を教育する所、及、人類として世に立つに適切にして、何人にも必要なる普通教育を施す所等あり。

教育の方法

教育の方法。如何なる方法によりて、教育するか。是れ最も趣味ある問題にして、古來學者によりて大に研究せられたる所のものなり。ヘルバルト氏に依れば、教育の方法分れて三となる。曰く教授、曰く管理、曰く訓練、是れなり。本書の目的。本書は普通の教育を施す學校、特に今日我國の小學校に於て、成人なる教師が、未成人なる兒童を、教育する方法の中なる教授に就て、述べんとするにある。

本書の目的

を以て、本書説く所は、實に教育方法中の小範圍のものとする。故に教育事業の全般に亙りて、研究せんと欲するものは、更に教育する成人に就て、教育せらるゝ未成人に就て、感化の内容に就て、教育の場所に就て、或は教育の方法に就て、猶廣く研究せざるべからざることを考ふべし。

吾人は我國小學校の目的を、直ちに感化の内容として、教育を行はんとする方法を、研究せんとするものなり。然らば小學校の目的如何、小學校令第一條に依れば、

- (一) 兒童身體の發達に留意すること。
- (二) 道德教育並に國民教育の基礎を置くこと。
- (三) 生活に必須なる知識技能を授くること。

是れなり。本書は教授の方面より、以上三者を實行せんとする方法を述ぶるを以て目的とす。

第一篇 教授汎論

第一章 教授の意義及教授の要件

教授の意義

教授の意義。教授とは、小學校の目的を達するがために、材料を傳達して、思想の上に影響を與ふる有意的作用なり。故に教授に於ては、主として、

- (一) 其材料。
 - (二) 傳達の方法。
- の二者に就て研究すべく、傳達の結果として、小學校目的

の實現せらるゝやう、思想界の形成せらるゝを期するものなり。此書に於ては、先づ教授の材料より説き次に傳達の方法に及はんとす。

是等の材料及方法に就て、其價值を定めんとするには、後來如何に道德生活、國民生活に影響すべきか、生活上必須の知識技能なるか、傳達の方法、果して此の要件に適したるか、身體の發達に留意したるか、等の諸點より觀察せざるべからず。故に教授の方法を研究し、之を實行せんとするには、後來の影響を外にすることを許さず、是れ教授の意義を解釋して、小學校の目的を達せんがため與ふる、思想上の影響となしたる所以なり。

第二章 教授の材料

材料選擇の要件

教授の材料は、兒童の心身上に教育的影響を與ふるものにして、之を選擇するには左の要件に據るべし。

- (一) 道德教育及國民教育の材料たるべきこと。
- (二) 生活上必須の知識技能たるべきこと。隨て土地の状況によりて斟酌すべきこと。

(三) 兒童の心意に適合すべきものなること。

而して右の要件によりて、選擇せられたるものは、即ち小學校の教科にして、小學校令第十九條には、尋常小學校の教科を修身、國語、算術、體操とし、高等小學校には、更に地理、歴史、理科、及唱歌を加へ、猶土地の状況によりて、加除すべ

材料の教育的價值

材料の排列

きものを定めたり。是等の諸教科の教育的價值は、一教科にして前三項に關するものあり。或は特に一項に關するものあり。其詳細なることは、教則(附録に之を收めたり)に就て研究するを至當とす。かく選擇せられたる材料は、兒童の年齢學力に應じ、適當の時期に、適當に教授せらるべき様、排列するを要す。蓋し排列の方法には左の數種あり。

(一) 單行法。一定の時期の間、唯一種の材料のみ教授する様排列するなり。例へば四月より九月まで理科、十月より十二月まで算術を教授するが如し。

(二) 並行法。前者と異にして、一定の時期に、數種の材料を提出するなり。

(三)直進法。同一の材料を反復することなく、教授する様排列するなり。

(四)循環法。前者と異にして、漸次に材料の程度を高くし、反復しつゝ、教授する様排列するなり。

故に單行兼直進、單行兼循環、並行兼直進、並行兼循環の四種の排列法を得べし。然れども古來、小學校に實施せんと企てたるものは、後の二者の中にして、單行法は小學校に實施せんと企てられたることなし。又實施せらるべきものにあらざるなり。

後二者の利害を比較するに、並行にして直進なるものは、反復練習を缺くを以て、兒童に類化せられて、眞に實用に

供せらるゝ知識となり難し。並行にして循環なるものは、之に反するを以て、兒童の教授のためには、必採用せらるべきものなり。然りと雖、固より或る例外の場合あるべし。極端に偏せざる様注意せざるべからず。又並行法によるも、初學年には、提出するを得ざる教科もあるべきを以て、適當の斟酌をなし、徒らに多種の教科を以て、幼弱の頭腦を苦しめざるを要す。

教科課程表

材料の選擇、換言すれば小學校にて教授すべき教科は、前述する如く小學校令之を規定せり。猶兒童の年齢學力に應じて、適當の時期に提出すべき材料の程度の標準として、小學校施行規則第十七條、及第十八條の第四號表乃至

第七號表に規定せられたるものあり。是即教科課程表と名くるものにして、是等の表によれば、諸教科共主として並行にして、循環の方法に據りたることを見るを得ん。而して吾人はこれによりて、各學年に教授すべき教科、其程度と、一週間の教授時數とを知ることを得べし。

教授時間表

右の課程表によりて、各教科を一週の各曜日と各教授時間とに配當し、以て實際教授の順序を定めたるものを、名づけて教授時間表又は日課表といふ。時間表の制定は、教授上の一大要件にして、之が制定に關しては熟慮すべき要件少しとせず。今其標準となるべきもの數件を掲げん。

(一) 兒童精神の活潑なる時には、困難なる教科を配當す

ること。

例へば修身の如き必要なる教科、算術の如き困難なる教科は、この要件に適合すべし。

(二) 技能に屬するもの、又は心力を勞すること少なき教科は困難なる教科の次に配當すること。

(三) 同一又は類似の心力を勞する教科は、連続せしめざるること。

(四) 修身、唱歌、體操の諸教科の如きは、幼年兒童には、成るべく毎日教授する様、半時間宛の課業とすべきこと。これ適當なる教訓を反復して、實踐を促し、或は心力を休養し、又は慰安せんがためなり。

- (五) 綴り方、書き方、及、圖畫科の如き、検閲、及、訂正に手数を要すること多きものは、重り合はぬ様すべきこと。
- (六) 數學年を合せたる學級に於て、教科組合せ等の都合により、以上の各標準に據ること能はざるときは、幼年兒童の便利を圖るべきこと。

教授細目

教授細目。右の外、材料の排列上最注意すべきものあり。即教授細目の編制是れなり。細目は小學校長の必編制すべきものにして、(施行規則第二十二條)其必要なる所以、及、編制上の要件左の如し。

- (一) 教科書は、特に某地の學校に適當せしむるを目的として、編纂せられたるものにあらず。故に土地の情況

によりて取捨すべき點あり、細目は之が必要に應ずるものなり。故に假令ひ教科書ありとも、必細目を定めて其取捨の點を明にせざるべからず。況や教科書の定められざる場合に於てをや。

- (二) 諸材料は、其教授すべき順序、及、程度を、明に定め置かざれば、或は兒童の年齢學力に相應せず、或は教授すべき時期を謬るに至らん。故に細目を定めて、教授の順序と方途とを明にすべし。

- (三) 諸教科は、互に連絡することを要す。故に細目には、其方法、及、場合等を明記し置くべし。

- (四) 細目に掲ぐべき事項は、必方法的單元にして、直ちに

取りて以て教授し得べき様定めざるべからず。(教授方法の部を参考せよ)

右の要件に據るときは、適當の細目を得べきこと勿論なれども、猶編制の形式により、使用上便利なると、然らざるとの差異を生ずべければ、次に便利なりと信するものを掲げん。

第一號(一學年一學級左の表は理科に準ず)

月別 時間	教授 事項
四	櫻 <small>(國語讀本卷五櫻ト連絡ス 地理書卷ノ一嵐山隅田川ノ事項)</small> (一) 根 幹 枝 葉 花 果實 (二) 發育ノ有様 發育ニ適スル地 氣候

月	五	月	八
九		(一) 梨 (二) 梨	(三) 効用 (四) 附説 名所 類似セル植物

右の如く月を追ひ、教授時數は一箇月分を豫定したるものを擧ぐ。教授せんとするものは、教授

事項と實際の時數とを見て、適宜に之が配當を
 圖るものとす。而して多少時數に差異を生ずと
 も、教授事項は必與へられたる月に於て、教授し
 終はるを目的とす。故に時數は實際より多少少
 く、教授事項亦多きに過ぎざるを適當とす。

第二號(二學年を合せたる學級)

月 四		別月
七		數時
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	甲 部
●●●●●●●●●●	●●●●●●●●●●	乙 部
(共通事項)		

月 五	
八	

右は、同一教科を同時に同一の程度にて、教授せ
 んとする細目の形式なり。甲部とは本年度に於
 て、甲乙兩學年を合して同時に教授せんとする
 事項を記述したるものにして、乙部とは來年度
 に用ふべきものなり。かくて年度を追ふに隨ひ
 て循環するものとし、修業年限二箇年にして甲

乙兩學年の教授全部を完了するなり。共通事項とは年度異なりとも毎年提出せんとする教授事項なり。本號の形式は修身、地理、歴史、理科、唱歌、其他國語中の或る部分の細目の形式たるに適す。猶教授方法の部を參考すべし。其他の要件は第一號の形式に準ず。又三學年或は四學年を合せたる學級にして、同一時間に同一材料を同程度に教授し得るものは、本號に準じて甲乙兩部の教授事項を選定して足れるものあり。即修身、唱歌、體操の諸科の如き是れなり。之によれば修業年限内に同一材料を二回反復するもの

とす。或は次に述ぶる第三號式に隨ふも固より可なり。

第三號(四學年を合せたる學級)

月	四	別月
		數時
十	()	甲部
	()	乙部
	()	丙部
	()	丁部
()	()	

右は四箇年にして教授事項の全部を完了するものにして、固より同一時間に同一材料を同一程度に教授する教科の細目とす。其他の要件は

第三號式に準じて知るべし。

三學年を合せたる學級の細目も之に準ず。

(以上の第二號及第三號式は同一時間に同一材料を同一程度に授教する細目の形式なれども、若し各學年異程度に授教すべき教科は、各學年のために第一號式の細目を編制するを以て至當とす。但し第二號第三號式の甲部乙部等を一年二年三年四年と改め、各學年の教授事項を各別に掲記し、共通事項の欄を利用すること固より不可ならず。)

(又著者は一學年一學級の編制のものを、一級と呼び、二學年又は三學年を合して一學級に編制したるも

のを複級と呼び、小學校の修業年限四箇年のものを合せたる一學級即單級小學校の學級を單級と呼ぶものなり、委しくは第三章を參酌すべし。)

教科の連絡

教科の連絡。教則に曰く、各教科目の教授は其目的及方法を誤ることなく、互に相聯絡して、補益せんことを要す。と(教則第一條)蓋し各教科孤立して其間に聯絡なきときは、兒童の思想界は爲に整正を缺き、明瞭にして且確固なる思想界を形式すること能はざるべし。ユメニウス氏曰く、各部の聯絡せるほど確固なるものはあらずと。教育者たるもの三唱すべし。前に教授細目の項下に於て、材料の聯絡のことを述べ置きたれども、更に聯絡に關して簡

單に述ぶる所あらん。

近時各教科聯絡の方法に就て、諸學者の研究せる所甚多しと雖、其説を擧ぐるとは姑く之を置き、實行上考ふべき二、三の要件を列記するに止めん。

(一) 性質を同じくする諸教科は、密に聯絡せしむべし。

例へば讀み方、書き方、綴り方は假令ひ時間を分つとも、國語科の三方面たるを以て、是等はその聯絡密ならざるべからず、其他地理と歴史、修身と歴史との如き皆聯絡せしむべきものとす。

(二) 諸教科は道德教育、及國民教育を目的とし、之を聯絡の中心とすべし。

(三) 各學年の教授事項は、學年の進むに隨ひ、小全體を漸次擴張する方法により、教科の内部に於て聯絡するを要す。

(四) 諸教科は兒童の年齢、學力、教授時數等に應じて排列せらるゝは勿論、成るべく時候に適應せしむるを要す。此の如くなれば、各教科向ふ所を一にして聯絡し易しとす。

(五) 教師一人にして其擔任學級の各教科を教授し、又は入學の初めより、同一の生徒を教授する如きも、教授上の聯絡を圖るに適當の方法なり。

第三章 教授の方法

教授の方法に就て研究すべき事項は、

- (一) 材料提出の順序……………教順
- (二) 材料を傳達する手段……………教段
- (三) 教授の外形……………教式
- (四) 教授に關係する教師の資性風儀……………教様

教順

教順。教授は兒童の現在の思想界を基礎として、此上に或る材料を傳達するなり。故に現在の思想界の情況如何によりて、材料を提出する順序に差異あるは當然なり。兒童は其部分性質、効用等に就て、明瞭確實なる知識を有

分解法

せずとも、猶其名稱を知り、又は其外形を認むる場合少からず。幼兒に在りては、之を手にし之を玩びたるものと雖、其部分性質に關する知識漠然たること珍しからず。斯の如き場合には、異種の材料の多くを提出するよりも、先づ漠然收得せるものを、明瞭に知得せしむることに著手せざるべからず。即其部分其性質其効用等に互りて明確ならしむるを以て、適當の處置とす。之を分解法と云ふ。物を形成する各部分に分解して、其各部分を明瞭にすればなり。材料の項下に述べたる循環法によりて、排列せられたる材料を取扱ふには、漸く分解の度を高くすることを一要件とす。

又兒童は既に事物の一二の部分を明瞭に知得したれども、其全體は曾て認知したることなき場合あり。例へば假名の讀み方書き方を知りたれども、或る文章を讀下したることなき場合、或は一地方の山川草木の一部分を知れども、國土の形勢に通せざる場合是なり。斯の如き場合には、漸次に他の認知せざる部分を提出して、遂に該事物を一全體として、收得せしむるを要す。右の如き處置法を總合法といふ。部分を總合して全體に歸するを以てなり。又數多の個々の事物に就て、之を全體とし、之を各部分として明瞭に知得せしめたる時は、是等諸事物の性質効用等につき、其異同の點を比較せしめ、遂に其同じくし

總合法

歸納法

演繹法

て且主要なる性質又は効用を統合して、之を概念又は個想定則とせざるべからず。此作用は、ペイン氏の所謂辨別契合の二力にして、氏が知の三大力の一として重きを置きたるものなり。斯く數多の事物の個々觀念を、統合して、概括せしむる方法を名けて歸納法といふ。

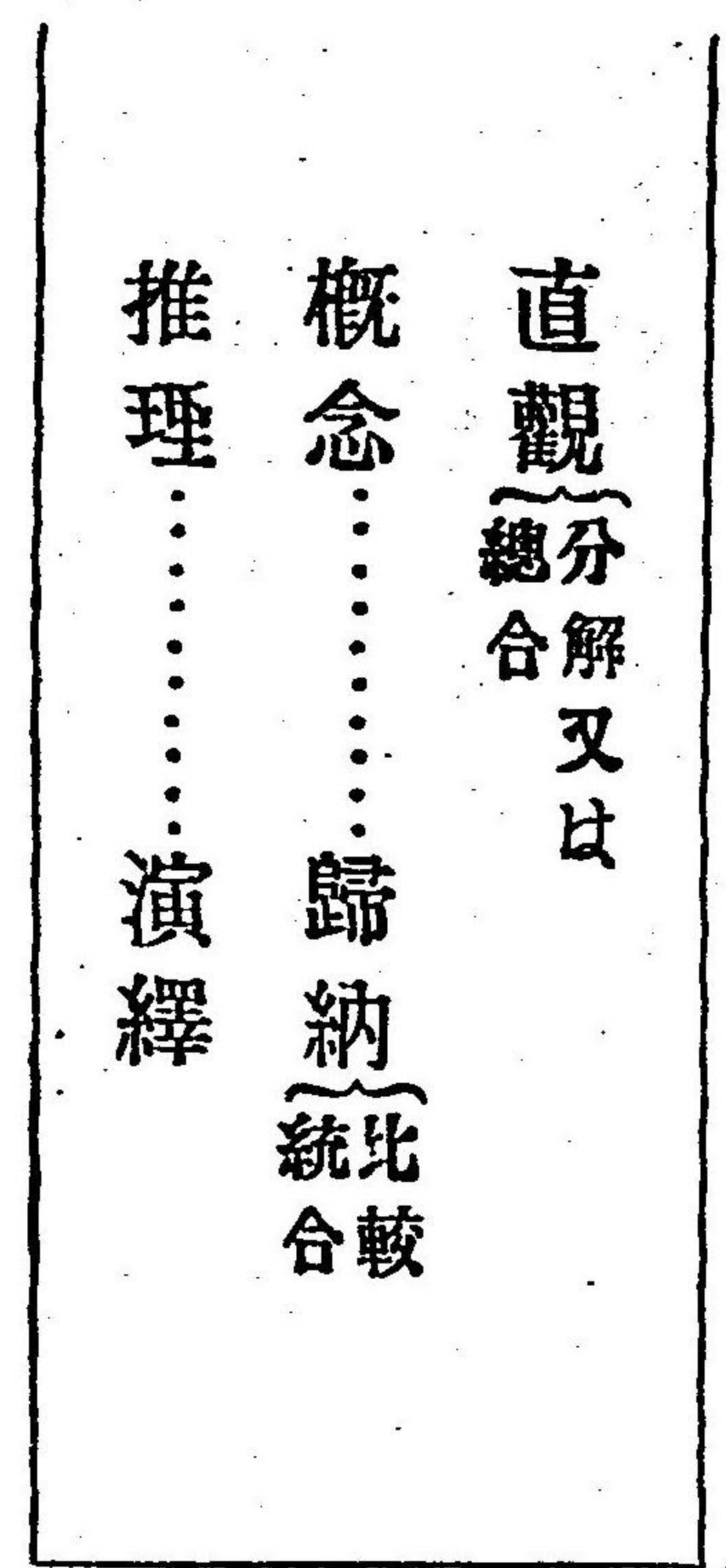
既に概括の作用によりて、概念又は定則を得たる時は、更に他の事物に適用して、是等事物を適當に判斷し解釋せしむるを要す。是れ即收得したる知識を實用に供することとなり。吾人は知識の蓄積を重んぜずして、之を實用することとを重んぜざるべからず。知識を實用に供せらるゝ様に處置するを演繹法といふ。

分解、総合、歸納、演繹の四法は、前述せる如く兒童の思想界の現状に顧みて、日常教授上適當に試みらるべきものなり。故に或は材料を提出せんとする前には、必兒童思想界の狀況如何を考察せざるべからず。然らざれば総合すべきときに分解し、歸納すべきときに演繹する等の、不法なる處置を試みることあらん。

小學校の教授に於ては、常に分解又は総合によりて或る材料を提出し、而して後歸納し演繹せしむるを常例とす。何となれば、初歩の教授に於ては、最初より概念又は定則を作ることなし、隨て演繹せしむることなればなり。教授の原則として、具體より抽象に、觀念より概念に、實例よ

り定則に及ぶべきことをいふもこれがためなり。故に教授の順序は、事物の觀念を與ふること(分解又は総合の法により)を第一とし、次に概念次に實用せしむるに在り。之を心意發達の順序より云へば、直觀、概念、推理にして、教順の作用より云へば、分解歸納、演繹となること左圖に示すが如し。

教段とは、此の如き順序によりて、教師が生徒を導きて或



材料を收得せしめ、實用的ならしむるまでの歷程なり。デッテス氏曰く、精神が觀念を收得抽出整理する

路、是即狹義に於て教授方法と呼はるゝものなり。故に方法とは、詳説すれば生徒の認識作用を起し、更に之を整理する便法なるのみ」と「リホテル」氏は收得、整理、應用の三段を教段とせり。其義上來述べ來りたるものと同じ。

猶教授の初め即直觀せしむる前に、教授に入るの手引、他の語を以ていへば豫備を必要とす。蓋し「デルベルド」氏が教段を序引、直觀、比較、統合、應用となしたるはこれが尤めなり。然らば教段は、更に之を明瞭に解釋すれば、心意の發達（直觀、概念、推理）に適合せしむる爲め、材料を傳達するに際し、第一豫備、第二收得（分解若し、くは總合）、第三比較、第四統合、第五演繹即應用せしむる教授上の段階なり。豫備、收得、比較、統合、

應用を以て、教段の名稱とす。

「ヘルバルト」學派の唱導する五段教授法は、豫備（分解）提示（總合）比較、統合、應用にして、其名稱前記せるものと相同じけれども、此に在りては、提示即收得に總合の一作用を當てたるのみ。是れ大に異なる點とす。蓋し豫備の分解作用と、新觀念を收得せしむる分解作用とは、其趣きを異にす。「ウキルマン」氏は收得上の分解作用を、特に分解啓發法と呼びたり。而して其主とする所は、既得の觀念を以て新思想を構成することと、既得の觀念を明瞭ならしめんとするにあり。

今更に教授の各段階に就て、詳細なる説明と實施上の工

夫とを述べん。

豫備は新觀念を提示し、之を收得せしむるに必要な情態に、兒童の心身を變ずることにして、其第一條件は、心身を靜肅ならしむること、第二條件は新觀念を迎接する念を起さしむること是なり。右の第一條件を實行せんには、

- (一) 兒童の外形を整へしむべし。授業前の整列、教室に於ける毎時間の敬禮の如き是れなり。これによりて心意の散漫を防止するなり。
- (二) 身體靜まらざるときは、兒童の情態未だ教授に入るべき要件に適したりといふべからず、去りとして嚴しく叱咤して、管理其當を得たりと思惟すべからず。靜に教室全體を見廻はして、衆生徒の目視をして教師に注がしむるを適當の處置とす。
- (三) 感情を激發せしめざるべし。前項の嚴しく叱責すること、試験の點を告ぐること等は、皆感情を激發せしむる所以のものなり。

第二條件を實行するには、(甲)目的の指示、(乙)舊觀念の分解を必要とす。

甲、目的の指示。目的の指示とは、該時間に教授せんとする事項の簡短なる指示なり。ライン氏が目的の指示の必要なる所以を述べたる中に左の諸項あり。

- (一) 兒童の思想界より不要の觀念を除去して、新に來るべき觀念に歩を譲る。
 - (二) 兒童の注意は、收得に必要な情態となる。即舊觀念の再生を起す。
 - (三) 期待心を興奮す。
 - (四) 困難に打ち勝たんとする意志を起し、學習に向て努力す。即意志の鍛鍊となる。
- と蓋し豫め教授の目的を豫告せざるときは、教師の心情と兒童の心情と協同せずして、兒童の收得の力大に減退するものなれば、前述の四項は頗る有益の説明なりといふべし。目的指示の方法左の如し。

- (一) 具體的に指示すべし。例へば實物、繪畫、標本等を示し、又は了解し易き言語を以て述ぶるが如し。
 - (二) 簡単に指示すべし。
 - (三) 教授せんとする事項の概略を提示すべからず。然らざれば豫備といふよりは、教授と稱するを適當とするが如き弊を招來せん。
 - (四) 指示の時期は、舊觀念分解の前後に於て相當の時に於てすべし。時間の最初に指示すべしとの謬見を抱くべからず。
- 乙、舊觀念の分解。舊觀念とは、兒童既得の觀念中特に新に教授せんとする事項に關聯せるものにして、此

既得觀念が新觀念の入り來るを招待し、之と共に働するときは、收得をして大に容易ならしむ。而して舊觀念は左の方法によりて喚起せられ、又其正否を檢せられざるべからず。

- (一) 發問又は發題によりて喚起すべし。
- (二) 答旨は口頭筆頭又は繪畫にて述べしむべし。
- (三) 答旨によりて舊觀念の正當なりや否や、明瞭なりや否や、再現神速なりや否や等を檢し、誤解せるものは是を訂正し置くべく、不明なるものは明瞭ならしむべし。
- (四) 諸教科の復習はまた舊觀念喚起の必要事項にし

收得

て、國語科の讀本の如きは、前に授けたる部分を復習せしむるを以て、適當なる喚起及檢閲方法とす。收得。新觀念を傳達し、又は新に思想を構成することにして、分解若しくは總合法を用ふ「マルサヒ」氏の提示の要件左の如し。

- (一) 順序適當にして、兒童に相應せる言語を用ひよ。
 - (二) 直觀的に提示せよ。
 - (三) 分節して材料の一小節づつ提出せよ。
 - (四) 兒童の自働心を興奮せよ。
- 右の趣旨によりて實際教授する場合には、教科の性質、兒童の年齢學力を考へ相當の取扱ひをなすべし、例へば修

身、地理、歴史の如きは、多く繪畫、地圖、肖像、遺物、模型、標本等を用ひて、談話によりて提示するを常とし、理科は實物又は實驗と共に提示し、技能に關する教科は模範と説明とによりて提示すべく、如何なる場合と雖、兒童に了解せしめ易き捷徑を取るべし。實例は言語よりも早道なり。教授は細口の瓶に水を注ぐが如く、徐々にして一時に多く注ぐべからず。一時一事等の諸原則は、日常教師たるもの忘却すべからざる箴言とす。

又兒童既得の觀念に就て、「ソクラテス」氏の問答法を用ひ、事物の明瞭なる了解を誘出し、自己の確信せしこと却りて謬見なりし事等を發見せしめ、或は新思想を構成せ

比較

しめ、或は眞理を見出さしむるなどは、本段の宜しく關すべき所のものにして、分解法によりて提示するは即ち是なり。解し難き算術問題を提出し、兒童を導きて之を計算せしめ、又は工夫書を課する如きも其一例なり。

比較、統合。 提示によりて授けたる事項と、兒童の既に知り得たる事項とを比較して、其異同を辨じ、諸事項に共通にして必然なる性質、及作用等を提出し、之を統合概括して、概念となし、定則となすは、知識整理の方法として、極めて重要な事なり。蓋し多くの知識が雜然として蓄積せるは、倉庫に米麥菽粟の狼藉せると同じく、之を選り分けんこと決して容易の業にあらず。必や同種のもの、或は

苞に藏し、或は俵に包み、適當の位置に積載し置くを要す。知識亦此の如し。雜然として貯へられたるものは、實用に適し難し。心意自然の發達が多少類似のものを概括する傾きありと雖、教授の手「段」としては、概括し易からしむる方法を用ひ、以て知識の整理を圖らざるべからず。今整理の要件として、次の數項を擧ぐ。

- (一) 教授の際、類似の事項と對照して説明すべし。
- (二) 教授の際、要點を明瞭に指示することを怠るべからず。
- (三) 己に統合したるときは、其結果は適當の言語文章を以て正確に表出せしむべし。

應用

(四) 教科書講讀は、多く本段に於て當然爲すべきこととす。教科書講讀は提示の段に於てなさしむべきか、本段に於てなさしむべきかは、教育者の間に論議ある所なるが、國語讀本の如き講讀を目的とするもの、外は、本段に於て教科書を講讀せしめ、以て知識整理の方法と見るを可なりとす。

應用。是れ收得せしめたる知識を、特殊の場合に使用せしむることにして、左の要件あり。

- (一) 確實に記憶せしめ、所要の時に方り再現自在ならしむるを要す。隨て適當の反復練習を怠るべからず。
- (二) 特殊の物體を既得の概念に照して判斷せしむべし。

(三)特殊の現象を已に統合したる定則によりて解釋せしむべし。

近時教授上の弊害として、知識を興ふること多きに失し、反復練習を缺くを以て、眞に思想界に固著せしめ、之を實用に供せしむること能はざるに至り、爲に學習の際は頭腦を苦しめ、卒業の後には忘却すること甚だ多し之を救ふには材料を簡易にして、反復練習を多くするにあり。以上教段の大要を説明したり。然れども如何なる時に如何なる教科を取扱ふにも、常に此教段に違背すべからずと考ふるは、謬見たるを免れず、何となれば、教段の由て來る所は知識を取扱ふに在りて、情に關し又は意志に關し

教段を適用するに關しての注意

たる材料を取扱ふことを意味せざるは、上來述ぶる所によりて明なればなり。故に感情を喚起せんとする教科、例へば修身、及、歴史の或る材料の如き、或は技能の教科に屬するものの如き、皆此の如き形式を踏むを要せざるなり。又教段は、概念又は定則となるべき材料を取扱ふ順序なれば、概念とする要なき、又は概念となし難き材料は、此形式に拘泥する必要なきなり。例へば地理、歴史の如きは、個々の事實其ものに價值ありて、概念其ものには價值少なきなり。教授の實際に於ては、適用を謬らざる様注意せざるべからず、「リンドネル」氏曰く、「苛細に又過嚴に教授の形式に拘泥せんとするは、却りて教授の眞義と相乖戾す」と

戒めざるべけんや。

近來教段を豫備、教授、應用の三段とし、材料によりて比較し、統合し、概念とし、定則とすることは、皆教授といふ段階中に包含せしむること行はるゝに至りたり。蓋し如何なる材料にても、以上三段を不要とするものあらず。否、必要の場合には、常に五段のみならず、更に多くの段階に分ちて教授するも可なり。

方法的單元

方法的單元。「ヘルバルト」派の學者は、材料の或る一小節にして、少くとも一個の概念若しくは定則を引き出し得べく、而して五段の形式を踏むに適したるものを方法的單元と名づけ、材料の取扱ひ上必要なるものとせり。

然れども此の如きものは、實際上極めて定め難し。特に國語科の讀み方に關するものゝ如きは、形式的及實質的材料を有するを以て、形式的より見たる單元は、實質的の單元ならざるが如し。余は方法的單元の語を、上述せる如き嚴密なる意義に於て使用せず。單に材料の一小節と解釋し、少くとも半時間以上多くとも五時間を超えざる範圍に於て、適當に教授し得らるゝ材料の一小全體を方法的單元と呼び、細目には此の如き單元を列舉し、教授者はこの單元を取りて適宜に教授時間を配當し得るを要すとするものなり。

教案

教案。方法的單元を取りて之を教授するに際し、豫備、教

授應用の各段に如何なる方法を用ひ、如何なる手段を採るべきかに就て、豫め實際教授上の順序を記したるものを教案といふ。故に其形式は順序整ひ記述簡單なるものを以て最良とす。通常各段に於ける主要なる發問、提示の順序、應用事項等を列舉したるものを用ふれども、若し細密に教師の發問、生徒の答辯、提示の方法等を想像して、豫め該教授の傍聽筆記の如きものを調製するときは、之を教授密案と稱す。この密案にして實際の教授上、些の遲滯なく實現し得るに至れば、其教授方法は兒童に適切なりしことを知るべし。教授には臨機應變の處置も亦可なりと雖、眞の教案的教授は、密案の實現せらるゝが如くなる

を要す。今左に通常用ふべき教案の形式を擧げん。

一、教授材料(主として提示の用に供すべき材料を記す。教科書を用ふるときは、書名、課名、内容、頁數等を詳記し、筆記せしむべきものは、摘要の條下に其文案を記す)

摘要(筆記文案)

参考(教科書によらずして材料を選択したるときは、其出所を記すべく、又教授材料と極めて關聯せる事項にして、他の教科より得たるものは、其全文又は大要を記す。其他教科書中考證したる事項、及訂正したる事項等は、其事を併記す)

一、教授方法

(1) 準備(教授に用ふる器具、標本、及、教授前準備すべき事項を記す)

(2) 豫備

(イ) 舊觀念を喚起する發問

(ロ) 目的の指示に要する言語

(ハ) 復習の方法

等を記す

(3) 教授

(イ) 提示に用ふる教式又は提示の方法

(ロ) 提示中に用ふるべき發問

(ハ) 新舊觀念の對比に用ふる發問又は對比の方法

(ニ) 概括に用ふる發問、及、方法

(ホ) 約話せしむる發問、及、方法

等を記す

(4) 應用

(イ) 練習の方法

(ロ) 應用に用ふる問題又は材料等を記す

一備考(教授後の反省、其他教授中特に起りたる事件を記す)

教式

教式。教授に於ては知識、及、技能を兒童に附與する場合と、兒童の思想界を檢閲する場合とあり。甲に於ては、教師は適切に教授し得る方式によるべく、乙に在りては、兒童思想界の全般を吐露せしむるの方式を用ふるべし。是に於て教師が生徒を導きて或る材料を學習せしむる所の兩

者の外形は、第一授與の形式、第二檢閲の形式に二分別することを得べし。猶其種類を擧ぐれば左の如し。

第一、授與の形式。

(1) 講話式。教師講話して生徒は唯聽聞するのみ。修身、歴史、地理、理科、讀書等多く此教式を用ふ。

此教式を用ふるに際して注意すべき個條左の如し。

- (イ) 簡単に明瞭に講話し、必要なる場合には實物、繪畫、標本、模型等を用ひ直觀的に提示するを要す。
- (ロ) 講話中、屢發問を設け、生徒をして倦厭せしむべからず。

(ハ) 各材料の小分節につきて講話し、兒童の年齢學力に應じて其各小分節を黑板上に掲記し、又各小節毎に兒童をして復言せしめつゝ、歩を進むべし。

(ニ) 凡て使用する標本、及器械等は、成る可く簡單にして觀察し易きものを選ぶべし。

(2) 齊唱式。教師一句づつ高聲に授け、生徒一同之に尾して齊唱するなり。間々讀書初歩の教授に利用せらる。

(3) 口授式。又書取式と名けられ、教師講述しつゝ之を書取らしむるなり。小學校に於ては恐らくは最

高學年の兒童に對しても用ふべからざるものなり。

(4) 示例式。教師範例を示し、生徒をして模倣せしむる教式なり。諸種の技能に屬する教科又技能的練習に關するものに用ひらる。即ち作法、讀方、體操、唱歌、書方、綴り方、裁縫等の教授に適す。

教師の範例が眞に價值ありや否やは、本教式を用ふるに際して其關する所極めて重大なり。教師は平生其技能の改善に注意せざるべからず。

第二、檢閲の形式。

(1) 發問式。即、問答法にして、若し發問其當を得れば、

兒童を興奮し、教授に興味あらしめ、大に活氣を保持するを得べし。常に學級の元氣沈滞するを見は、適當なる發問を以て兒童精神の活動を促すべし。之に左の種類あり。

甲、復習的發問式。已に教授したる所を復習し、理解を完全にし、記憶を強固ならしむるものにして、教授したるときと其順序を變じ、或は結果より原因に溯りて答へしむるなどをいふ。詳細は後節述ぶる所の發問法を參酌すべし。

乙、檢查的發問式。兒童思想界の程度を檢查するため用ふ。

丙、開發的發問式。兒童既得の觀念を以て、一種の新思想を建立せしむる時に用ふる教式にして、其結果兒童自ら或る新思想を得べし。例へば歸納法によりて定則を得るが如し。又曾て信じたる事項の謬見なりしことを發見せしむることを得べし。例へば算術科に於て答式の謬りを正すときの如し。

(2) 發題式。文題を與へて文章を綴らしむること、又は算術の問題を提出して計算せしむる如きときに用ひらるゝものにして、問答ともに文章によりて表出せらるゝを本教式の特徴とす。此教式は兒

童の心力を勞せしむること多きを以て、簡短なるものの外は、屢用ふべからず。彼の宿題を與ふる如きは、大に考察するを要す。

(3) 討論式。兒童をして或る事項に關して、各其意見を陳述せしむるなり。例へば文章を批評訂正するとき、算術の答案を検するとき、歴史上の人物又は行爲を品評するとき等に用ひらるゝもの是なり。

(4) 談話式。教師、生徒互に主客となり、其經驗せし事項等を談話するなり。教師、及生徒の感情思想平易に交通するを得て極めて妙なり。常に兒童に接すること少き校長又は教員が、適宜の時に輪番に二

三の児童を招集して談話するは必要なる事とす。以上教式の種類につきて述べたるが、更に教授上、最必要なる發問法、及生徒の答辯を處置する方法に關して、二三の注意すべき要件を記さん。

發問上の心得

發問上の心得

- (一)發問は、語法を謬ることなく、且其内容明瞭なるべし。
- (二)範圍劃定せられて、唯一個の答言を得る如くなるべし。
- (三)児童の能力に適し、喜びて答辯せんとする活氣を振起すが如くなるを要す。
- (四)發問には直觀的、概念的、推理的の三種あり。

例へば、これは何なるか」の如く、或る實物、標本、繪畫等を指して問ふものは、直觀的發問なり。最も幼年兒童に適す。「何々とは如何なる事ぞ」の如き發問は、概念的發問にして、稍年長の兒童ならざれば適せず。「何故に斯くなるか」「何故に斯くせざるべからざるか」の如き發問は、推理的發問にして、年長兒童に用ふべきものなり。但し幼年兒童にも適宜に概念、推理の力を養ふべく、年長兒童にも直觀的の發問を要すべければ、適宜に斟酌すべし。

- (五)發問せんとするときは、先づ全級兒童に向て發問し、次に一二の生徒を指名して答へしめ、他の兒童に靜

聽せしめ、又其答詞の批評せしむべし。

(六) 凡て復習的發問は、發問の後に舉手せしむるを要せず。何人に答へしむるも可なり。特に劣等生にして稍完全に答辯し得れば、其他には殆再び發問する要なし。又答辯を利用して教授を進行し、又は概括せんとするときは、先づ優等生に答へしむべし。凡て舉手せしめんとするときは、「解つたもの」「見た人」等の語を發問の後に附加すべし。然らざる場合には、一切舉手せしめざるを可とす。

答辯の處置

答辯の處置。答辯は、完全正確なる言語を以て答へしむべし。答辯者には全級兒童の代表者として立つ心得に

て、教室の四隅に徹する音聲を發せしむべし。簡單なる答辯をなすにも机を離れしむるが如きは、良法と謂ふべからず。質問には席を立ち、答辯は著席のまゝなさしむるも可なり。其他答辯の處置に就て述べれば、

(一) 生徒の答辯正しきときは、直ちに之を是認すべし。之を教可といふ。又は他の兒童の同意を求むべし。之を級決といふ。教可の場合には餘りに賞讃の語を用ふべからず。

(二) 不正なる答辯は、其原因、發問の不當なるか、又は兒童の誤解より生ずるものなり。甲にありては、直ちに發問の形を變ずべし。乙にありては、更に熟考せしむ

るか若しくは他の兒童に答へしむべし。

(三) 一部分不正なる答辯を得たるときも前項に準ず。

(四) 兒童の答辯せざるは、兒童の不注意、怯懦若しくは故意に因る。甲は軽く之を戒しめ、他の兒童に答へしめて後、其兒童に繰り返さしめ、或は如何なる發問なりしかを復問すべし。乙には單に「然り」又は「否」の如き語を以て答へ得べき容易なる問を發し、徐々に答辯の勇氣を養ふべし。丙は教授後に訓誡を施すべし。

(五) 凡て答辯には、溫顔を以て接し、假令ひ答辯謬れりとも之を叱責し、又は嘲弄する如きことあるべからず。

教式と教段の關係。教段を巧みに進行せしめん爲め

には、各段に適切なる教式を用ふるより良策なし。教授時間の全部を同一教式にて一貫するが如きは、未だ與に教授を語るに足らざるなり。教段の歩一步に進むことは、同時に教式の變更せらるべきことを意味す。此故に巧みに教式の用ひらるゝときは、教授時間中全級を活動せしめ、教授事項を明瞭に理解せしむることを得べく、終始兒童の注意を保持して倦厭を招かざるに至らん。

教様。教師の言語、動作、心情等が教授に影響することは、決して鮮少ならずとす。斯の如き教師の姿勢、音調等の態度を教様といふ。故に聖人以上なるに非れば、理想的の教様あることなし。人の品格に關するものは極めて改善し

難きものなり。されど日常反省して非を改むるは、教師たるもの、責任なり。今左に二三の個條を列擧せん。

(一) 心情 心情は、大に一般感覺に左右せらるゝものなり。此故に教師は其身體を強健にし、常に精神の爽快を保つべし。身體薄弱にして神經過敏のものは、激怒し易し。其他兒童を好愛することは、教師の尊ぶべき心情たり。又職務に忠實にして熱心なるは、如何なる職業にも必要なれども、教師は其責任重大なるを以て、特に熱心にして思想緻密ならざれば、何等の成績をも擧ぐるゝこと難し。放言大語を好み、粗雑にして豪宕を學ぶ如きは、小學校教師たるもの、特につゝし

むべきことといふべし。

(二) 容儀及擧止 容儀は整然として眞に人の儀表たるを要す。彼の奇態の服裝の如きは、甚だ賤しむべしとす。又其擧動は快活にして而かも急激不穩ならず、温乎として而かも情容なきを尊ぶ。又教授上管理上適當の處に位置することを注意すべし。即教授の際には生徒の知識收得を妨害するなく、教授に適當なる位置を選ぶべし。即ち教壇の左右或は生徒の机間に在る等隨時に選ぶべし。終始石地藏の如く固著するは甚だ非なり。況んや椅子に凭りて遂に起立するとなきが如きに於てを、管理に適當なる位置は全

生徒を一目の下に見得る如き場所是なり。

(三) 音聲、及言語。言語は明瞭にして兒童に適するものたるを要す。又高聲ならんよりは、寧ろ低聲なるを尊ぶ。發聲機關の保護は、教師に必要な事件たるのみならず。高聲は却て生徒の注意を亂し易きなり。又言語に必要なは、音調の緩急宜しきを得ることなるが、是亦低聲なる方爲し易しとす。多辯は不可なれども、時に可笑的餘談を試みて全生徒一同に笑聲を洩らさしむるは、大に兒童精神の滋養となり、爲に活氣と注意とを維持することを得べし。又教師の言語に於て考ふべきことは、粗野なる言語を用ひざること、是

なり。近時、小學兒童の言語、往々野卑に流れ、高位の人に對しても、同輩に對しても、又は下位の輩に對しても甚だ厭ふべき話し振りをなすもの少からず。これ訓練上大に注意すべきものにして、教師先づ好模範を示し之を矯正せんことを要す。

第四章 學級學校

學級の意義

學級の意義。明治二十四年十一月發布せられたる文部省令第十二號は、學級の意義を極めて明瞭に説明したり。曰く、學級と稱するは、一人の本科正教員が一教室に於て、同時に教授すべき一團の兒童を指したるものにして、

從前の一年級、二年級の如き等級を云ふにあらす。故に其
 一學級は、一學年の兒童を以て編制することあるべく、或
 は數學年の兒童を以て編制することありと。而して現行
 編制の規則に依れば、尋常小學校に在りては、一學級の兒
 童數七十人以下、高等小學校にては、六十人以下とし、特別
 の事情あるときは、各十人までを増すことを得（施行規則
 第三十條）とせられたり。

學級の數に
 依る學校の
 別
 學級の種類
 及名稱

而して學級唯一個のみの學校は、之を單級小學校といひ。
 二學級以上の學校は、多級小學校と云ふ（施行規則第三十
 九條）故に學校には、單級と多級との別あり。學級には、勢ひ
 一學年の兒童を以て組織したる學級と、二箇學年を以て
 組織したるものと、三箇學年或は四箇學年を以て組織し
 たるものとの三種あるべし。單級小學校に於ける學級の
 編制は、修業年限内の兒童を一學級に編制したるものな
 り。されは、單級編制の尋常小學校は、四箇學年を合せたる
 もの一種に止まり、高等小學校の單級編制には、二箇學年、
 三箇學年、四箇學年の三種あるべし。是を以て各種の學級
 に適切なる教授法を研究せんとせば、一學年一學級の編
 制のものと、數學年一學級の編制のものに就て、研究す
 るを必要とす。

通例、之を名けて、多級教授法、及、單級教授法と稱すれども、
 多級、及、單級は、學校の種別なれば、教授法の區別を示すに

當り此の語を用ふるは、其當を失ふものといふべし。余は
むしろ

一級學校 學級數一箇の學校。
 學校 多級學校 學級數二箇以上の學校。

單級 一學年一學級のもの。
 學級 複級 數學年を一學級に編制したるもの。

の如くするを適當なりと考ふれども、今や單級は法令上
 學校の名稱として汎く用ひられたり。故に單級と一級と
 を交換して、學年の編制上一級と複級との二種ありとす
 るを至當なりと考ふ。隨て教授法には、一級教授法と複級
 教授法の二者あるべく、複級教授法を更に別たは、前述し
 たる學級の編制より、當然三種あるべきものと信ず。然れ

ども世人の誤謬をも斟酌し、學級の名稱としては單級と
 唱ふるは非なれども、實際上の便利を圖らんがため、暫ら
 く各教科の一級教授法(甲、乙、丙)學年を合せたるもの(複級
 教授法、單級教授法、四學年を一學級としたるもの)の三種
 に就て、述ぶるところあらんとす。

複級の組織には種々ありと雖も、余は特に第一第二兩學
 年、第三第四兩學年の二つの場合に限り説述せんとす。猶
 尋常小學校に於ては、第一第二兩學年を一學級に編制し
 たるものは、實際上極めて少かるべきにより、之をも省く
 こととせり。若しかよる場合ありとせば、單級教授法を適
 用すべし。又法令によれば尋常小學校、及、高等小學校に於

て、特別の事情あるときは、本科正教員の外に、補助教授する准教員一人を置くを得、施行規則第三十五條第三項とせられたり。されは准教員を使用する場合と、使用せざる場合とを生ずれども、准教員の任務は、之を單級學校の准教員の任務の條下に一括して之を述べ、他は單に本科正教員一人のみにて教授する場合を説くべし。而して法令に謂ふ所の特別の事情とは、尋常小學校にて七十人以上八十人未滿、高等小學校にて六十人以上七十人未滿の學級を生じたる時、又は入學の初期等の場合を指せるものならん。

准教員の任務

單級教授に於ける准教員の任務。 准教員は正教員

に代りて教授すべき性質のものにあらず、唯、正教員の教授を補助するのみ。故に准教員は自働の課業を課したるとき、之を巡視監督するを其の本務とす。猶各科につき其任務を述べれば左の如し。

修身科に於ては、(一)行儀作法の練習、(二)教科の復習、(三)筆記の監督等。

國語科にては、(一)凡て小黑板の準備、(二)豫習、(三)讀方、及講義等、(四)書取の監督、(五)綴り方の際、兒童記述の巡視監督、(六)成蹟物を檢閲すること、其他練習に關する監督等。

書き方、及圖畫科に於ては、(一)其位置形狀等を巡視すること、(二)各兒童に就て訂正すること、(三)成蹟物を訂正すること。

と等。

算術科にては、(一)小黑板に問題を掲記すること、(二)練習に際して小黑板の取扱、(三)答式を巡視すること等。

他の教科は、之に準じて知るべし。而して教授中に於ては、正教員と語を交ふべからず。或る組の注意を惹く場合の外は成るべく児童に向ひても發言すべからず。又管理及訓練の際にも、正教員の補助たることを忘るべからず。

級長

准教員を使用せざる時は、勿論、之を使用するときといへども、生徒中二名若しくは三名の級長を選抜し、之に管理又は教授上の任務を補助せしむべし。今特に教授に關する部分を擧ぐれば、

- (一)帳簿の集配、(二)小黑板の取扱、(三)配水及墨翻しの取扱、(四)各科教授を練習せしむる時前述したる准教員のなすべき任務の大概等なり。

組別け及其名稱

單級及複級の各學年は、其實學年の名稱を附し難し。何となれば、學年と云へば之に定められたる教授材料あれども、單級及複級教授法に於ては、同一時間に、同一材料を取扱ふ時は、成るべく各學年共通にすべきを以て、隨て各學年の材料混合し、各其一定材料の教授を受けず。要は修業年限内に材料の全體を學習すれば足れりとすればなり。單級及複級にありては、児童の年齢學力に差あるが故に、適切に教授せんには、殆程度を同くせる組又は部に分つ

べきなり。組別けの必要實に此點に在り。然れども實際に於ては、此くの如く別ちたる組又は部は、教授材料の性質により、或は二組とし、或は三組とし、或は四組とすべく一定すべからざるを以て、別に甲乙丙丁等の名稱を附して、呼び直す要なく、各學年を同時に各組とし、其名稱は前述せる如く學年と稱するに憚りあるを以て、一年若くは二年の如く呼ば、可なり。但し獨逸國の單級小學校の如く、修業年限八箇年のものを取扱ふに至つては、別に組別け法を研究すべき必要もあるべし。我國の現況にては、修業年限と同數に組別けをなすとも些の不可なし。

第二篇 各科教授法

第一章 修身科教授法

第一節 一級教授法

教授の要旨

教授の要旨。教育に關する勅語の趣旨に基つき其實現を計るは、常に本科教授の目的たるのみならず、又小學校の目的たりと雖、修身科は、道德的教科の主腦なるものなれば、自ら道德教育の責任者たらざるべからず。教則によれば本科の要旨左の如し。

第一 徳性を涵養すること。

第二 道德の實踐を指導すること。

他の語を以て之を云へば、道徳的知見を與へて善惡の判斷を謬らさらしめ、感情を修養して善行を喜び惡行を厭はしめ、實行の方法を授けて意志を鍊り善良なる習慣を得しむるに在り。

教授の材料

教授の材料。以上の要旨を達せんがためには、幾多の材料あり。之を列擧すれば。

- 第一 教師の模範。
- 第二 古今人士の善行。
- 第三 禮儀作法。
- 第四 偶發事項。
- 第五 昔話。

第六 寓話。

第七 格言。

第八 訓誡。

等あり。是等材料の價値は、世已に定論あり。別に喋々を要せず。而して其排列は年少生には昔話、禮儀作法、寓話等を多くし、稍長じたるものには善行格言を授け、常に教師の模範によりて實例を示し、古今人士の行爲、或は偶發事項を取りて、判斷又は感情を修養することを怠るべからず。猶徳の題目、及、排列に就ての考案左の如し。

尋常科第一學年には、家族に對する徳、自己に對す

る徳、

尋常科第二學年には、自己に對する徳、社會に對す

る徳、

同 第三學年には、家族に對する徳、社會に對す

る徳、

同 第四學年には、自己に對する徳、皇室及國家

に對する徳、

を教授するを旨とし、前述したる諸材料を適當に配當するなり。之が一例を擧ぐれば、

第一學年は、桃太郎、中江藤樹、小川泰山、小野道

風等の事蹟、生徒心得、寓話、訓誡

等とし、且右の例話中に於て、道德上必要なる觀念を具體

的に授くるなり。即桃太郎の話を分解すれば、

(一) 爺の山に行き、婆の河に行くことにより、父母の勞働すること、子女の假令ひ其勞働を助けずとも、父母に迷惑を掛くべからずとの觀念を與ふ。

(二) 桃を拾ひ、爺に分たんとすることにより、己の欲する所は人に施すべき積極的道德を授く。

(三) 桃太郎、爺と婆とに孝養を盡すことにより、直接に兒童の模範と訓誡とを與ふことを得。

(四) 桃太郎、爺と婆との恩を報いんとすることにより、報恩の念を授く。

(五) 桃太郎、鬼ヶ島に遠征することにより、兒童の昇校の

際及、在校中の心得に及び。

(六) 雉子、猿等の従ひたることにつきて、朋友の道に及び。

(七) 遠征中の事蹟によりて、義勇の念を養ひ。

(八) 寶物を得て歸宅したることによりて、學校にて授け

られたることは、忘却せずして之を父母への家苞とすべきことに及ぶ等。

又中江藤樹の話によりては、(村井弦齋著近江聖人に依る)

(一) 中江藤樹幼時母に離れて四國に學ひたることによりて、之を現今の學校に比して、今の兒童の奮勵すべきことを授く。

(二) 常に藤太郎の母に孝養を盡したること及其性質の

人に秀づるものありしことによりて、好良なる模範を與ふ可く。

(三) 藤太郎の誠意、下女をも感動せしめたることによりて同情を養ふべく。

(四) 與一が援を藤太郎に乞ひたるに、之に應せざりしは、不義に與すべからざる教訓を與ふべく。

(五) 一人の少年の窘めらるゝを救ひしは、義勇の心を養ふべく。

(六) 藤太郎の叔父なる老人が其子の虚言を叱責し、藤太郎を賞揚したることによりて、虚言の非なること、弱者は之を助くべきこと等を授く(以下略す)

高等科にては、徳の題目に於て、稍明瞭なる概念を與ふべし。例へば、

第一、自己に對しては、清潔、恭敬、勤儉、廉恥、誠實、女子には貞淑、

第二、家族に對しては、孝行、和順、友愛、

第三、社會に對しては、朋友、仁慈、禮敬、公益、

第四、皇室及國家に對しては、忠義、遵法、

を第一學年、及第二學年には循環的に授け、又、第三學年、及第四學年には勅語の解釋等に及ぶべし、

教授方法

教授方法。教授方法に二種あり。分解教授法、及、總合教授法是れなり。甲は抽象即格言より、具體即實例に及ぶも

にして、幼年兒童には不適當なり。年長兒童に時として用ふべし。乙は實例より格言に歸著するものにして、兒童に適當する方法なり。已に汎論に於て述べたるが如く、感情の喚起を主とする材料は、五段教授法などに拘泥すべからず。唯知見を養ふ時にのみ用ふべし。今次には總合法による方法を述べん。

第一、豫備

(一) 新に授けんとする例話に關係せる舊觀念を喚起す。例へば例話中に出づる地名、或は時代、或は徳の題目に就て必要なる豫備的發問を試む。

(二) 目的を指示す。

第二、教授

- (一)肖像、遺物等に依り、具體的、感情的に談話を試む。
- (二)談話中、時々發問を試む。年少兒童には、收得を確實ならしめんがために、談話し來りたる一小分節を、屢、復演せしむ。
- (三)假令ひ感情的の材料なりとも、眼目の處にては必發問すべし。
- (四)眼目の點は、材料によりて、其音聲、言語を或は低く且緩に、或は大に且急なることを要す。例へば、皇室、神社、病氣等、悲哀又は莊嚴を主とするものは、低聲緩語なるべく、軍事の如き勇壯を要するものは、

大且急なるべし。

- (五)二三の發問を用ひて約話せしむ。
- (六)他の類例を挙げしめ、或は類例によりて比較せしむ。
- (七)教科書を用ふるときは、一二回講讀せしむ。若し、稍年長兒童にして教科書に據らざるときは、筆記せしむ。

第三、應用

- (一)想像的例話によりて、行爲の善惡を判斷せしむ。
- (二)復習により、明瞭なる發表をなさしむ。
- (三)實行の機會あれば之を實行せしむ。

教授上注意すべき要件。

- (一) 格言は、經書などより引ききたる、餘り耳遠きものは、避くべし。寧ろ人口に膾炙せる歌詞、又は發句等より選擇すべし。
- (二) 古今人士の善行は、著名なる人を選むべし。彼の某地の權兵衛、太郎兵衛の如きは、恰當のものにあらず。
- (三) 格言、及善行は、餘り多數に選擇すべからず。數を少くして、多方的に取扱ふべし。例へば格言に在ては、其包含する、あらゆる場合の實例を挙げしむべく、善行に在ては、人物の産地、家庭、生ひ立ち、時代、徳を成したる次第、善行、評論等に互るなり。

- (四) 善行は自己に對するもの、社會に對するものの如きは、歐米諸外國より引き來るも可なれども、其他の場合には、我國より引くべし。是れ事情に明なるのみならず、祖先の美德は、之を繼承したる子孫の當然守るべき責任たることを知らしむる便利あればなり。
- (五) 感情を喚起するには、啻に悲哀に堪へざる感情のみならず、道德上に補あるべき凡ての感情を喚起すべし。彼の徒に切齒扼腕せしめ、又は單に涕泣せしむるが如くなるべからず。

- (六) 明治二十八年三月、文部省訓令に曰く、「修身科ノ教育ニ於ケル、神經ノ全身ニ貫通シ、其作用ヲ靈活ナラ

シムルニ同シ。他ノ科目ト例視スベキニアラズ。教員タルモノハ、時ヲ以テ諄々誨告シ、兒童ノ年齢及男女ノ別ニ從ヒ、都鄙ノ風習、及各地人文ノ發達、及生活ノ度ヲ察シ、又各人各個ノ性質ニ依リ、精密ナル注意ヲ用ヒ、此重要ナル教科ノ目的ヲ達スルコトヲ力ムベシ云々と、本科教授ノ精神、盡せりと謂ふべし。二、教科書中ニ、參照トシテ引擧スル所ノ古今ノ人ノ善行ハ、兒童ヲシテ觀感興起セシムルノ益アリト雖モ、或ハ矯激ニ流レ、中庸ヲ失ヒ、又ハ變ニ處スルノ權道ニシテ、歷史上ノ美談トナスベキヲ以テ教育上ノ常經トナスベカラザルモノアリ云々、教師たるもの注意シ

て偏弊に陥ることなかれ。

(七)作法は土地の情況に依るべし。徒に高遠に馳するが如きは、最も慎まざるべからず。

第貳節 複級教授法

複級にては、全然細目ノ第二號表に依るべし。若し教科書を用ふるときは、兩年學ノ用書を毎年交互に使用すべし。而して同一時間、同一程度に教授すべきこと勿論なりとす。

第三節 單級教授法

單級教授に於ては、教授細目を汎論に述べたる第三號表若くは第二號表ノ形式によりて、各同一ノ程度に材料を

撰擇し、排列したるときは、第三號表にては、甲乙丙丁各一學年間の材料なるを以て、循環的に教授することを得べく、第二號表にては、修業年限内に、二回反復することとなるべし。然れども、第二號表に據ることは、高等小學校の單級には適せず。何となれば第一學年にて學習したるものを、再び第三學年にて反復すべければなり。而して其材料は前節の家族、自己、社會、及皇室、及國家に對する徳を、循環的に授くる様、排列するなり。此くするときは、同一時間に同一程度に教授することを得て、恰も一級教授の方法の如くなるべし。但し時としては、某學年を目的とすることあるべしと雖、其他の學年のものにも固より有益なる教

教授上注意すべき事件

訓たるべきことを妨げず。教授上注意すべきは、繪畫、標本等を多くし、年少生には、具體的に、年長生には、概念若くは推理的に提示すべし。此注意は、發問に際しても亦頗る有効なり。

第二章 國語科教授法

第一節 一級教授法

教授の要旨。 國語科の主旨は、思想交通の具たる言語を聽官を媒介として音聲によりて話し、或は聽き、又は視官を媒介として、文字に書寫し、或は文章を連續し、或は之を讀む等の、各方面に互りて處置するに在り。教則によりて之が要旨を列述すれば、

教授上の要旨

- 第一 普通の言語を知らしむること。
 - 第二 日常須知の文字、及文章を知らしむること。
 - 第三 普通の言語、及普通の文章を以て、正確に思想を表彰せしむること。
 - 第四 正しく文字、及文章を書寫せしむること。
 - 第五 智徳を啓發し、心情を快活純正ならしむること。
- 是れなり。此故に本科は、第一より第四に至る形式の方面と、第五の實質の方面とを有す。第一は、話し方、第二は、讀み方、第三は、綴り方、第四は、書き方と稱し、國語科に於ける形式的方面とす。實質の材料は、其何れにも關係するものなり。

教授の材料

教授の材料。以上の要旨に於て見るが如く、材料にも當然形式的、及實質的の二あり。

第一 形式的材料

言語

文字

文章

第二 實質的材料

形式的材料が表はす所の内容。

而して言語は普通の言語なるを以て、方言、古言(死語)術語、其他普通に使用せざるもの、例へば、商家の符牒等を避くべく、文字は日常須知のものにして、之に假名、及漢字の二

種あり。從來假名の字体は極めて多かりしが、教則第十六條第一號表によりて、小學校に用ふる字体を一定せられたり。又漢字は成るべく其數を節減して廣く應用せらるるものを選ぶべく、(教則第十六條特に第三號表によりて尋常小學校に於て教授すべき文字の標準を與へられ、又普通に用ひらるゝ略字を使用することを許されたり。本令施行の際、教員の多數は、恐らくは從來の變體假名又は規定以外の文字の使用に慣れ、知らず識らずの間に、之を使用するに至らん。かくては規定せられたる、本旨にも背くべければ、新定の假名表を掲げて、嚴に之によりて、書き示すことをなすべし。又字音假名遣は極めて煩雜にして

専門の學者猶苦しむ所なるを以て、教則には第二號表によりて引音符「」を用ふること、及「くわ」「くゑ」等を單に「か」「け」と書し、且「じ」と「ぢ」「す」と「づ」の別を付せざらしむること、に規定せられたり。文章も亦固より「普通の文章なれども、積極的に之が解釋を與ふること頗る困難なり。吾人は文部省の檢定したる國語讀本に由りて、當局者の所謂普通文なるものを理會するを得るのみ。但し話語體、普通文體、書簡文體、候文體の三種を包含すること、及包含せざるべからざることは當然の理なりと信ず。猶次節讀み方、書き方、綴り方、話し方の四者を各別に説述すべければ、其條下に於て材料を詳述すべし。

教授方法。年少兒童例へは尋常科第一二兩學年生の如きは讀本の材料を成るべく少なく選定し、之を讀み方書き方綴り方話し方の四者に互り、毎時間多方的に扱ふべし。此の如くするときには從來の如き單調なる教授に陥る弊を避くることを得、依て以て趣味ある學習を爲さしむるを得ん。又年長兒童には讀み方話し方を合して讀話話し方綴り方を合して話作及書き方の三分科とし、且讀話には書き方を話作には讀み方を書き方には讀み方を附課し、尋常小學校にては、一週間に讀話五時間乃至六時間、話作二時間乃至四時間、書き方四時間を、高等小學校にては、讀話五時間、話作三時間、書き方二時間を配當せば、國

語科の四方面巧みに統一せられ、從來の不統一を再演せざるに至らん。以下前述せる諸分科の教授方法を述べん。

第一 年少兒童に授くる國語科

甲 尋常科第一學年の初歩(假名の教授)

- (一) 先づ假名教授のために範語を選定すべし。範語とは、初歩の國語科教授に於ける直觀的實質材料にして、之を選定するには、(イ) 觀察し易きもの、(ロ) 必要なるもの、(ハ) 其發音の容易なるもの、(ニ) 之を書き表はすべき文字の字畫容易なるもの、の四點より選擇すべし。初歩の間は、一音一語のものを適切なりとす。例へば「ハ」「ヤ」等の如し。
- (二) 範語に對する實物、標本、繪畫等を準備すべし。次に之を

- (三) 観察せしむべし。観察せしむるときは、色彩、形状、味、香、粗滑、硬軟、重量、大小、長短、厚薄等、知識の基礎たる諸觀念を附與し、且感官の練習に注意すべし。
- (四) 観察の結果を明瞭に談話せしむべし。
- (五) 名稱に對する發音と文字とを教授すべし。
- (六) 書き方、讀み方に熟せしむべし。
- (七) 書き方、讀み方を授けたる後、他の文字と比較し、異同を辨せしむべし。
- (八) 他の文字と總合して、物名、人名等を記述せしむべし。

教授上の注意

教授上の注意

- (一) 兒童入學後二三週を経過したる時は、特に書き方に

特別の時間を設け、毛筆を以て習字せしむべし。其時間は大凡一週三時間乃至四時間とし、大字を書かしむべし。

- (二) 一般の假名を授けたる後、特に、一週一時間位を以て、話し方及綴り方の時間とするは、大に發表の力を養ふべき良法なり。

- (三) 物名等を記述せしむる際、國語假名遣ひを記憶せしむべしと雖、字音假名遣ひ方の國語中に侵入するは、蓋し已むべからざるものあらん。必ずしも抑へずしむ可なり。

- (四) 文字も亦物體なり。其構造、釣り合ひ等、能く観察せし

むべし。

(五) 語の「アクセント」に注意すべし。

(六) 此時代に在りては、齊唱教授も亦極めて効を奏するものなり。必利用すべし。但低音に發音せしむべし。

乙 尋常科第一學年終期及第二學年

是れ即讀本を用ゐて教授を始むる時期とす。左の順序に依るべし。

- (一) 先づ掛圖及讀本の教授上必要なる實物、標本、繪畫等を準備し、之を觀察せしむべし。
- (二) 觀察の結果を談話せしむべし。
- (三) 讀み方及書き方を示しつゝ、困難なる字句を授け、而

教授上の注意。

して後、掛圖又は讀本を讀ましむべし。

- (四) 二三の發問を以て、讀みたる大要を談話せしむべし。
- (五) 一二句を抽出して、特に書き方に熟せしむべし。
- (六) 前項に因みたる字句を用ゐて、時々、綴り方、讀み方を練習し、簡易なる事項を記述せしむべし。

- (一) 書き方練習のために、特に、一週四時間を配當すべし。但し、其字數は、一週六字内外を可なりとす。
- (二) 話し方及綴り方練習のため、特に、時間を配當するも可なり。後節述ぶる所の話作教授方法を参照すべし。
- (三) 讀み方には、句讀の明瞭に注意すべし。

(四) 兒童の此時代に於ては、暗誦に陥る弊あり。故に談話によりて發表することと、書取によりて讀みたる文字、文句を使用することとに慣れしむべし。

第二 讀話

普通文の讀み方、及、意義を授け、兼ねて、其書き方、話し方を授くるに在り。

第一 豫備

(一) 讀本中の實質材料、己に兒童の熟知せるものよりは、簡短に、其觀念を喚起し、難字難句の二三を抽出して、其讀み方、書き方、及、意義を授くべし、或は、一二回讀み方を示しながら、摘字するも可なり。

(ロ) 若し、實質未だ兒童の見聞せざる事項ならば、其大要を話して、難字難句を摘書すること等前述の如くすべし。

(ハ) 既に其材料の一部分を提出したる後、其の次の部分を教授せんとするときは、前部を讀本につきて復習すべく、或は讀本に就かざるも可なり。凡て實質、及、形式(記述事項の觀念、及、文字、文句の解義)の二方面に互りて復習し、次に、教授に入る。こと、前述したる方法の如くすべし。

第二 教授

- (一) 兒童の熟知せる實質的材料を授くる時は、先づ、
 - (イ) 一回、模範讀と共に其意義を示し、(優等生に讀ましむるも可なり)二三の生徒をして、朗讀又は解説せしめ、次に、特に新出の文字、文句に就て、分解的解釋をなすべし。
 - (ロ) 熟知せざる實質的材料を授くるときは、讀み方及意義を授くる前に、他の實質的教科を取扱ふ如く、實物、標本、繪畫等を示し、又は、實驗等をなすべし。
 - つゝ、前項の如くすべし。
 - (ハ) 一部分を教授したる後、次の部分を教授するるときも、前項に準ずべし。

- (二) 書物に就て約話せしむべく、次に、書物を離れて約話せしむべし。多くの場合に於ては、二三の發問によりて約話せしむるを最良法とす。
- (三) 新出文字、文句、及文法に就て、確實に記憶せしむべし。他の類例と比較せしむることも、亦、此際爲さざるべからず。
- (四) 必要なる文字、文句を抽出して、書取の豫習をなさしむべし。

第三 應用

- (一) 前項豫習したる文字、文句を以て、應用的書取をなさしむべし。其方法は、填字法、正誤法、復文法等、綴り

方教授の諸方法を參酌し、口唱又は板上にて發題して、書取らしむるなり。

(二) 已に授けたる文字、文句を以て、新に文章を構成せしめ、若くは、同程度の文章を講讀せしむ。

(三) 巧に朗讀せしめ、又は、談話せしむ。

(四) 文法上の練習も、書取に準じて、之を爲すべし。

教授上注意すべき要件

- (一) 讀み方には、拾ひ讀(尋常一學年或は二學年)達讀(尋常三學年以上)美讀(感情的の文章を緩急抑揚を附して讀む)の三種あり。拾ひ讀みは、讀を正しく明瞭に、句讀正しく讀むことにして、ポツポツと讀み、即ち拾ひ讀み

教授上注意すべき要件

にすべく、節を附くるは極めて悪し、達讀は、相當に連續して朗讀し、首尾明瞭なるをいふ。美讀は容易に爲さしめ難し、世上に喧傳せる朗讀法の如きも、未だ可ならず、其如何なる様式によるべきかは、研究中の問題なり。唯暗誦せしめて、衆生徒齊讀するに至らば可なり。

(二) 通常の文章は、齊讀せしむべからず。但初步に在て、短語短句等は、齊讀せしむるも可なり。

(三) 文章の意義は、高等科の上級には、單に熟語の分解的説明を與ふるを以て足れりとす。時としては、其説明と同時に、標本等を示し、或は、實驗を行ひて説明すべ

しと雖、意義は常に讀方を授くるとき併せ授くるを可なりとす。要は書中の事項の明瞭なる了解と、教師の言語を借らずして、正確に發表することを得しむるとに在り。

(四) 讀本の能事は、讀みたる後に思想を得るに在り。故に、時々困難なる文字、文句等の解釋を授けたるのみにて、思想を得しむることも爲すべし。

(五) 書取は、必ず訂正すべし。其方法は、教師或は生徒の一人、黑板上に書し、一般生徒をして、之を比較せしむること、生徒互に交換して訂正すること、各自に書物を開きて訂正せしむること等、適宜に行ふべし。

(六) 書取の外に、筆寫と稱し、讀本中の或る一節を字形、及字行を正しく謄寫せしむべし。其訂正法前項に準ず。

(七) 文法教授は、尋常一學年の國語假名遣より始め各學年に於てなすべく、其他尋常科にては、普通の係り詞、結び詞、接續詞等を授け、高等科にては、尋常科の後を承け、更に第一學年には、用言と體言の別、及其用例、第二學年には、用言の中形容詞、動詞(助動詞を含む)の用例、第三學年、及四學年には、係結、及簡易にして普通なる「て」をば、等を授くべし。

(八) 讀本と眼との距離、及姿勢に注意すべし。

(九) 文部省より國語教授の實況取調を囑託せられたる

保科孝一、岡田正美、藤岡勝二の三氏が同省に報告したる讀本編纂及教授等の意見書中より、教授上必要の事項を拔萃すれば、

讀み方。

(1)發音を正しくすべし。

ダ||ラ、キ||ナ、ス||シ、シ||ス、ヒ||シ、ハ||フ、ツ||テ、ユ||ス等の別を正しくすべし。

(2)音の長短を正確にすべし。

學校をガ||ツ||ユ 田をタ||の類惡し。

(3)音の高低を正しくすべし。

好||と木||實 水底と皆其處とを誤らざるが如

し。

(4)章句の音調に注意すべし。

章句の關係を明にすること。

(5)音の強弱に注意すべし。

(6)音の停止すべき所に注意すべし。

講讀。

(1)教授上の言語は普通の言語にして方言を避くべし。

(2)解釋。

先づ單語を卑近に解釋することより句の解釋に及ぶべし。

(3) 文法上の事。

- (イ) 過去、現在、未來の時を明瞭に區別すべし。
- (ロ) 働詞の自他の別を明にすべし。
- (ハ) 敬語に注意すべし。
- (ニ) 係結に注意すべし。
- (ホ) 呼應例くは、豈……ンヤ、ヲバ……ム、レバ……
……ソ、カバ……マシ等の關係を明にすべし。
- (ヘ) 反語は真正の意義を捕捉せしむべし。打消語の
重なりたるも亦同じ。
- (ト) 語句と文章との關係を明にすべし。
- (ナ) てにをは及助働詞の活用及意義を明にすべし。

(4) 其他大體上注意すべき點。

- (イ) 素讀の際にも文意を心裡に浮べしめんことを
勉むべし。
- (ロ) 各節の大意を兒童の言語にて明瞭に概括せし
むべし。
- (ハ) 各課の主意を正確に會得せしむべし。
- (ニ) 普通に使用せざる漢字は強ひて記憶せしむる
に及ばず。
- (ホ) 普通用の文字は字劃を嚴重に暗記せしむべし。
- (ヘ) 普通ならざる漢字、讀み難き地名には假名を附
せしむるも可なり。

(ト)若し文章中に文法上の誤謬あらは之を改むべし。

(チ)名家の書簡、長篇の歌謠、漢詩、古歌、俳句等難解のものは強ひて課するに及ばざるべし。云々と。

第三 話作

話作の形式的材料は、主として讀本より得べく、其實質的材料は、

第一 他の教科目にて授けたる事項、

第二 兒童の日常見聞せる事項、

第三 處生に必須なる事項、

にして、本科にて觀念を授與するが如きは、話すことにも、

教授方法

綴ることにも毫も裨補する所なきなり。

教授方法 話作の主旨は、思想を順序よく普通の言語

文章を以て、正確に表彰せしむるに在るを以て、文章を綴らしむる爲には、先づ言語として發表せらるゝことを要す。從來文章を綴らしむるに、思想主義、文法主義と名づけられたる二主義ありしが、正しく文法に準據することは、幼年兒童の到底堪へ難き所なるを以て、近時思想を舒暢せしむるの方法に依る論、一般に是認せらるゝに至りたり。然れども全く破格の文章を綴りて、唯、用便の目的さへ達すれば可なりとして、全く文法主義を壓迫することも亦固より不當なりとす。余は尋常小學校に於ては、餘り文

書簡文改良案

法に束縛せられざる話語體のものを以て記述せしめ、密に話し方と結合せしめんことを望むものなり。而して簡易なる書簡の類は、第四學年には時々之を課し、又第二學年以上には讀本の程度により、時としては話語體のものを普通文體に改作せしむるを、適當と思惟するものなり。書簡文にては、文法及一般書簡の書式等を教授すべし。今高等師範學校附屬中學校職員諸氏の申合せなりといふ書簡文の書き様を參酌して、小學校に適用せんとする書簡文に對する考案左の如し。

第一 文字

書簡文中の文字は成るべく普通文の文字と其用ひ方を一致せしむ。隨ひ

て書簡文として從來行はるゝものに左の改良を施し、猶二三の規定を設く。

(1) 一切書き下しにすること。

例 相かはらず(不相變) 成さるべく候(可被成候)

(2) 成るべく當て字を廢して假名を用ふることを。

例 ちよつと(一寸若しくは鳥渡) めでたく(目出度) 致すまじく(致間敷)

(3) てにをはを漢字にて表はすことは斷じて避くべし。

又字劃煩はしき漢字を用ひざることを。

例 依て(依而) 候や(候哉) 私方まで(私方迄) やがて(雖而) さぞ(嗚)

(4) 紛れ易き送り假名は必ず送ること。

例 過ぎず(過す)

候はふを送らず。蓋し候へば候はら候ひし等の使ひ方は小學校にては教授する限りにあらず。單に候のみ使用せしめて可なり。ふを送らずとも紛るべき場合なければなり。

(5) 濁點は必略せざる事。

例 存じ(存し) かぎりなきめでたさ(かきりなきめでたさ)

(6) 字體は行書假名は平假名を用ふ。

但し外國語には片假名を用ふることあるべし。

例 「スミス」「ジョン」「レール」

第二 用語

書簡文の用語は成るべく平易にして、口語に近きものとすべし。隨て從來の書簡文にて採りたるが如き複雑なる用語は一切教授すべからず。今小

學校にて使用せしむべき用語は左の數種と定む。

(1) 稱語は成るべく簡單にして大凡左の例に依る。

(一) 自稱 私。

(二) 對稱 (イ) 目上の親族に對しては、普通名稱の下に上の字を附す

「父上」「兄上」。又は様を附す。伯父様の如し。

(ロ) 教師には、「先生」。

(ハ) 朋友及其他には、「あなた」「君」。

(ニ) 目下の親族には、「御前」又は名を呼ぶ。太郎「さく」の如し。

(三) 三人稱 (イ) 自己の親族を他人に對して呼ぶには、普通名稱を以てす。父「兄」「姉」「妹」の如し。又名を呼ぶことあり。ゆき「太郎」の如し。

又特に普通名詞の下に名を附することあり。兄「三平」「妹「ゆき」の如し。

(ロ) 他人を呼ぶには、氏名又は名の下に様を附す。鈴木松太郎様、ゆき様、氏の下に様又は官職名を附す。伊藤様、伊東大將、朋友には、君を附することあり。

其他 天皇、皇后、皇太后、太皇太后を申し奉るには、陛下、皇族には、殿下の敬稱を附す。

(ハ) 對者の親族を呼ぶには、對者の目上には、普通名詞の上に、御下に様又は上を附す。御兄様、御父上、又は普通名詞の下に上様を用ふることあり。兄上様、父上様、對者の目下には、名の下様を附す。「ゆき様」時としては殿を附することあり。「三郎殿」。

(ニ) 自己の住宅は、「私方」又は「私宅」。

(ナ) 他人の住宅は、「御宅」。

(ヘ) 自己の物品は、名詞のまゝ、「筆」「杖」。

- (ト) 他人の物品は、上に御の字を附することあり。「御筆」。
 - (チ) 自己の郷里、學校等には、上に私、又は當の字を附す。
 - (リ) 他人の同上には、上に貴又は御を附す。
- 右諸語の複數には、下にども或は方を附す。兄ども「御妹様方」の如し。

(2) 作用の詞。

(一) 自己に屬する作用は、「致候」「存候」「申候」「申上候」を用ふ。

右は單に候の用ひ方より來るものにて其他は類推すべし。候處「候間」「候ひし」「候はん」「候へ共等は一切用ひしめず。が、の、に、を、ともにより、等の用ひ方に熟せしむれば毫も故障なし。

(二) 他人に屬するものは、「なされ候」「申され候」。

(3) 簡頭及結尾。

(一) 簡頭 拜啓 手紙にて申上候

拜復 お手紙拜見いたし候

(二) 結尾 以上也

第三 文章

(1) 文章は成るべく普通文章に接近せしむべし。

(2) 用事の數件に互るものは項を分ちて記述すべし。

第四 體裁

(1) 本文の終りたる後に年月日次に自他の姓名を書く。

(2) 凡て宛名には左の例によりて敬語を附す。

(一) 親しき人又は同輩には 様

(二) 公用書類又は長者には 殿

(三) 教師又は先輩には適宜先生の語を附す。

(四) 團體には御中の字を附す。

(3) 書簡は裏を外にして奥より口の方に巻く。

(4) 脇さ付けは封筒のみに至急又は親展等の字を記す。

(5) 其他遞信省告示郵便電信發受心得等を參酌すべし。

今次に各種の綴り方教授の方法を擧ぐ可し。

教授の順序は實際の觀察に伴ひ普通の言語にて表出せしめたるものを記述せしむることより著手し漸次兒童の年齢と學力との進むに應じて程度を進むること勿論なれば後節述ぶる所は先づ尋常科第一學年の初歩より序を追ひて高等科に於ける教授方法に及びたり。

(一) 實物を示し又は實際の動作を觀察せしめ之を言語

に表出せしめ表出の不可なる點を修正したる後、言語のまゝに記述せしむ。例へば、

柿と栗とを示し之を口述せしめたる後、「かきとくり」と記述せしむるが如し。

(二) 書取的に記述せしむ。例へば、教師左の如く口述して之を記述せしむ。

「ふでぞじをかく」とりがなくの如し。

(三) 實物、或は繪畫を示して、言語を修正したる後、之を記述せしむ。(一)と異なる所は、其文章を成すにあり。例へば「これはへいたいであります」へいたい が てっほーをもつてゐます」その花は白い花であります」の

如し。

(四) 同上兒童各自の思ふ所を記述せしむ。

(五) 諸教科にて授けたる事項、或は熟知せるものにつき

て簡單なる問を設け其答詞を記述せしむ。例へば、

「義経は如何なる人なりしか」と問ひ、其の答詞なる

「義経はいくさの上手な人でありました」讀本ヨリ得たり」と記述せしめ、又は「昨日散歩したる所を述べよ」と問ひ、「私は昨日〇〇〇に行きました」と記述せしむるが如し。

(六) 讀本中の一節又は其他の教科書中の一節を掲げて之を解釋せしむ。

(七) 某の題目を提出して其思ふ所を記述せしむ。
 (八) 交際上必要の事項を提出して之を口述せしめ、多少

修正を加へ或は口述せしめずして、記述せしむ。即書簡文の初歩たるものなり。

以上は尋常科に適當なるものにして、皆話語體に記述せしめ、思想表出の順序は之を修正するとも、餘り思想を束縛せざるを主とするものなり。但し高等科にても(四)(五)(六)(七)(八)等は、時々之を課するを切要とす。

(九) 讀本教授中に授けたる文法又は文體によりて、話語體のものを普通文章に改作せしむ。例へば、尋常三學年の如きは、話語體の「これは梅の枝であります」を改

作して「これは梅の枝なり」と記述せしむるが如し。此方法は常に讀本の程度よりは數歩後るゝを至當とす。又尋常科第四學年以上にては更に其程度を進むべし。

但し教授の順序としては、先づ右話語體のものを板上に掲記し或は兒童をして聞き書きせしめ、兒童を導きて之を文章體に改作せしめ、稍進みては黑板上に掲記したる話語體のものを、直ちに兒童各自をして其帳簿又は石盤上に改作せしむ。最進みたる程度にては、談話は教師之を口述したるのみにて之を文章に改作せしむべし。

(十) 先づ談話より入り候或は其他の書簡文語等を授け、

前項の如き順序によりて書簡文に改作せしむ。

(十一) 範例を與へて之に擬作せしむ。

(十二) 自作せしむ。

右(九)(十)(十一)(十二)は、文法主義に依るものにして、尋常三學年以
上漸次其歩を進めつゝ適用すべし。從來世に行はれたる
文法に拘泥する作文法は、常に思想を束縛して、形式にの
み重きを置きたれども、以上諸法を實行するに方りては、
充分に思想を舒暢せしめ、其話語體の記述につき兒童の
既に修得したる文法上の知識を以て能ふ丈の範圍にて
改作せしむ最初より石垣を疊む如く一語一句凡て完全

教授上の注意

ならしむることを望まざるなり。

猶數個の短文を連綴して一文章となすことは、尋常料より
往々用ふるも可なり。又填字法正誤法の如きは、以上諸
法の應用として用ふべし。

教授上の注意

(一) 文字、及、文句は、記述中は成るべく教授せざるを可と
す。假令ひ教授すとも、讀本にて學習したる範圍外に
出づべからず。又若し之を教授するにも、机間巡視中
各自に就てなし、記述中某兒童の間に應じ板上に掲
記して教授することは之を避くべし。然するときは
却て兒童の思想を亂すものなり。

(二) 凡て記述せしめたるものは、之を訂正するに力を盡さざるべからず。訂正の方法左の如し。

甲、教授方法中に述べたる(一)(二)(三)(九)(十)等に依りて記述せしめ各児童大凡同様の成績を得たりと信せらるるとき、次の諸方法を用ゐて訂正す。

(1) 朗讀訂正。成績物を一人宛朗讀せしめて、不可なる點は他の児童と共に之を訂正して、同様の誤謬をなしたる他の児童の成績は、同時に改めしむ。

(2) 板上訂正。児童の記述中机間を巡視し、或は二三の児童に其成績を讀み上げしめ、其中に就き

て、中等より少しく劣れる成績を得て、之を板上に掲記せしめ、又は教師、自之を掲記して、之を記述したる児童に朗讀せしめ、先づ誤字の有無、記述事項の過不足(過ぎたるは之を削り足らざるは之を補ひ置く)各小節につきての訂正、全文章につきての修辭上の訂正等、序を追ひ前項に準じて訂正す。

乙、児童各自、殆、其成績を異にせるときは、帳簿上の訂正に依るべし、猶、其成績中より通有の誤謬を抽出し置き一般に注意すべし。

(三) 凡て文章特に訂正したるものは、成るべく多數の兒

(三) 童に朗讀せしめ、又記述事項を談話せしむべし。
(四) 何々の文と題する如き題目の提示法は、成るべく之を避くべし。

(五) 清書帳には、書き方と關係して字劃及字行正しく書せしむべし。但し、書簡文は、行書體のみ用ゐしむべし。

(六) 適宜に郵便、電信、小包郵便等の制を授くべし。

第四 書き方

材料及教授方法。讀本と關係して書き方に要する材料を選択し、讀本一週間分中より、尋常小學校に於ては、第三四學年の爲に漢字凡八字を含みたる句を、高等小學校に於ては、九字以上十二字以下の割合に漢字を含みたる

材料及教授方法

句を選び、其書き方に習熟せしむべし。

かく選擇したる句は、屢他の記述に用ゐしめ、其讀み方、其綴り方を練習すべし。漢字を地名人名等に應用することは、此際特に力を用ふべし。

從來習字には、筆法に基づく所の材料排列の主義あり、
「メクタ」の如き是なり。眞に書家を養成するには、或は適法ならんと雖、國語科の一方面として排列し他の方面と聯絡を保たんに、必しも適法なりといふべからず。
教授の順序は、

- (一) 例示及説明。
- (二) 練習。

- (三) 批評、及、訂正。
- (四) 文字、及、語句の應用に屬する練習。

教授上の注意

教授上の注意

- (一) 姿勢は、机腰掛は減距離とし、肩は平衡にして、頭は少しく前に垂るべし。
- (二) 文字の大小、及、字體により、執筆の方法を斟酌すべし。
- (三) 半紙を机上に定置し、運筆せしむるときは、姿勢、及、執筆の規定に準據し、難き場合あり。何となれば、懸腕直筆に依るも、筆を運はし得る範圍は、實に體の正面に定置したる半紙の右下凡四分の三以下なればなり。
- (四) 机間を巡視して成るべく、每人につき執筆姿勢等の

呼吸を知らしむべし。

- (五) 清書は、丁寧に訂正し、訂正せられたる文字は、他の白紙に改書して前の清書と併せて差出さしむべし。
- (六) 文字、及、語句の應用に關しては、讀話と其練習方法を同くすべし。

第二節 複級教授法

第一節一級教授法に述べたるが如く讀話、話作、書き方の三分科に分ちて之が教授方法を述べん。

第一 讀話

現今の教科書は、何れも一級教授の爲めに編纂したるものにして、複級又は單級用に適するものなし、故に其教授

益困難にして成效すること少なし、實に教育上の一大缺點といはざるべからず。若し尋常三學年以上の複級、又は單級にして同一教科書を用ふるに至らば、其教授上の困難を救ひ、且成績好良なること大に見るべきものあらんこと必せり。然れども、實況前述の如くなるを以て、已むを得ず、尋常第三四兩學年の複級、及高等一二兩學年の複級には異なりたる教科書を以て、同一時間に教授する方法を取り、高等三四學年のみ同一教科書に依るべし。即ち某書の五六七八を學習すべきものならんには本學年五七、來學年六八を授くるが如く、交互に使用するなり。此の如くなれば、一級教授法と異なる點毫もなし。左に尋常三四

兩學年、及高等一二兩學年の複級の場合に就きて述べん。凡て單級、及複級の教授に於ては、如何なる教科を論せず、教師の直接教授に屬する部分と、兒童の自働に屬する部分とを明瞭に區分して、其配當を適宜にし、依て以て音の衝突を避け、且教授力の分配を適當にせざるべからず。今讀話科に於ける教授、及自働の部分、を教授方法によりて類別するときは左の如し。

(一) 豫習。凡十五分以内。 自働。

(1) 小黑板に新出文字又は文句を摘書し、假字にて讀方、及意義を附し置き、大體の談話又は下調べすべき個所を指示したる後、之を掲げ、兒童各自に讀本

につき黙して下調べせしむ。

(2) 小黒板を用ゐず、黒板上に児童各自をして其讀解し難き文字を書かしめ、児童中の一人又は教師之に讀方及意義を附す。

(3) (1)(2) 兩方法を併用するも可なり。

(二) 讀方及意義教授。十五分以内(豫習を命じたる時は十分以内)教授方法は凡て一級教授の方法に依る。

(三) 讀方及意義練習。十分以内、自働
級長をして指名して順番を定めしめ、或は教師豫め「誰より前に順次讀め」と命じ、又は甲生讀みたる後他の生徒を指名して「讀め」と命ずる等、凡て自働に任す

なり。但し初一回は優等生に讀ましめ、教師之を訂正し置くべし。此に云ふ讀むとは、讀むこと、意義を話すこととを含むなり。

(四) 文法の教授。讀方教授の後に爲すべし。教授の要件は一級に準ず。

(五) 書取及文法の練習。十分以内、自働又は教授、其方法凡て一級教授の例によると雖、一組づつ前時間の應用的書取を今時間に於てする如くなるを便利とす。

(六) 筆寫。十分以内、自働

(七) 約話。五分以内、教授

之を實際に配當するには、例へば、

尋常科三年	尋常科四年
十分書取(又は文法練習)。	讀方及意義教授。
五分訂正。	練習。
十分豫習。	練習及文法。
五分讀方及意義教授及練習。	默讀。
五分默讀。	約話。
十分文法及約話。	書取及訂正。

の如し。

教授上の注意

意教授上の注

(一) 一級教授に於て爲すが如く、正しく順序を踏まざる

も可なり。唯自働を獎勵し、自ら學習する習慣を興ふるは、何れの教科にも必要なれども、特に本科は音の衝突を避くる爲、十分なる練習をなさしむること能はざるが故に、此點に注意するを要す。

(二) 書取は、凡て雜記帳を用るしむべし。他の教科に在りても、隨時成績及自働の如何を知るに便利なるを以て、複級及單級の尋常三年以上には、雜記帳を用るしむるを可とす。

第二 話作

尋常三四兩學年及高等一二兩學年の複級にては、他の教科目にて授けたる事項を記述せしむる外は、大概同一事

項を記述せしめて可なり。而して他の教科目と云ふと雖、恐くは讀本より源を得るもののみなるべければ、第二號表により甲乙二號の細目を撰定し、讀本より得たる材料のみ各別に注意し置き、共通に一號宛教授せば可なり。但其程度は多少異にする必要あらん。然る時は第三學年若くは第一學年の記述範圍に、更に他の項を増加し、若くは多少文語を異にするを至當とす。尋常三四兩學年の複級に左の方法を用ゐたるに成績好良なることありき。其他單級教授の部を參酌すべし。

題目を提示す。

5 豫備 記述せしむる事項を呼び起す爲め發問三個

を試む。

7 言語 答詞を一括して述べしむ。

修述 同上修述七人。

8 記述 話語體の記述せしむ。

巡視

三年より訂正の要する成績を撰み置く。

板上の書す。(教師)

作者の朗讀せしむ。

誤字の有無を問ひ訂正す。

10 訂正 記述事項の過不足を問ひ、訂正し足らざるは補ふ。

一事項の批評訂正。

全文章のつきて修辭上の訂正。

朗讀 數人の朗讀せしむ。

三年

各自雜記帳のつき

て訂正。

默讀。

四年

普通文の直さ

しむ。直したる

ものを一人の

兒童の述べし

め板上の成績

を訂正す。

10

朗讀

三年

訂正

四年

述

記

訂正

批評訂正。

各自雜記帳の

訂正。

朗讀

3

朗讀

三年四年交互に自己の帳簿上の訂正したるものを朗讀せしむ。

第三節 書き方

尋常三四學年、及高等一二兩學年の複級にては、各學年に相當せる材料を選定すること、一級教授の下に述べたるが如くし、同一時間異程度に之を教授すべし、其方法は、極めて容易なるを以て今贅せず。

第三節 單級教授法

國語科には讀むことと話すこととの如き音聲を要する方面と、綴ることと書くこととの如き發音を要せざるものとの二方面あるを以て、教授上に於てはかく性質の異なる二方面を巧みに配當するを肝要とす。今次に單級尋常小學校に於ける修身(二時)、國語(一、十時三、四、十四時)、算術(一、三、五時、四、六時)、體操(一、二、三時、男四時、女三時)、唱歌(一時)、裁縫(三四)の時間表を挙げ次に本科の教授に及はん。

			第一時	第二時	第三時	第四時	第五時
水	火	月	算	修	習	讀	裁
算	算	算	體	體	體	習	女
修	唱	修	習	讀	習	讀	裁
體	體	體	體	體	體	體	體
作	讀	讀	讀	讀	讀	讀	讀
習	習	習	習	習	習	習	習
(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)
算	算	算	算	算	算	算	算
(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)	(一、二)

土	金	木
作	算	算
修	修	唱
體	體	體
習	讀	讀
(一、二)	(一、二)	(一、二)
算	珠算	作
(一、二)	(一、二)	(一、二)
算	算	讀
(一、二)	(一、二)	(一、二)

即、國語教授の上に讀み方と書き方を組合して(讀習)又は(習讀)としたるものと、話作、即綴り方のものとあり。又特に三四學年の讀方は、已に複級の部に述べたれば、茲には贅せず。次に讀習習讀の教授法と話作教授法とを述べん。

第一 讀習又は習讀

前已に述べたる讀話の複級教授法と書き方の教授法とを参考して、自働と教授との配當を適當ならしむるときは實際の教授決して困難なるものにあらず。今一例を擧

ぐれば、左の如し。

時間	一年習字	二年習字	三年讀書	四年讀書
10分	書方教授	磨墨	豫習	取書
5.	磨墨	書方教授	義及教授	訂正(交換本の讀)
5.	練習	練習	讀文	豫習
3.	批評訂正	巡視	練習	
7.	練習	練習		讀方教授
3.	巡視	批評	取書	練習
7.	二三日の兒童をして墨板に書せしむ	練習		意文義法教授
5.	批評及練習	練習	訂正	練習

教授上の注意

教授上の注意

- (一) 習字は清書を異なりたる日に於てし、書方教授を隔日にするときは、批評訂正の力を用ふることを得、又読み方教授にも便利なりとす。
- (二) 高等科單級に在りては、三四兩學年は習字讀書共同一材料を用ゐて不可なることなく、隨て三組となるを以て教授上一層便利なりとす。

第二 話作

話作は同一時間に異程度に教授すべく、三年四年は複級教授の要領に準ず。
 本科は自働の部分多きを以て、教授上甚しき困難を見ず。

但し一級教授法の條下に述べたる(一)(二)(三)は一年及二年に(四)(六)(七)(十)(十三)等を三年四年に行ひ若くは各年共(三)(四)等の方法を用ふるは甚便利なる教授法とす。今一年二年に(二)を用ひ三年四年に(十)を用ふる場合を一例として述べん。

一 年	二 年	三 年 四 年
梅花一枝を示して二三發問を試みたる後		
うめのはな	うめのはながうつくしくさきました	小黑板に掲記したる左の問を掲げ其答を筆述せしむ
訂正(板上)	訂正(板上)	(1)梅はいつ開くか
うめのえだ	がくこーのにはの	

訂正	うめのはながうつくしくさきました	(2)梅の名所は何處ぞ 以上の答を利用して
うめのはな三りん	清書	「最早〇〇の梅が開きましたから明日午前十時頃から遊びに行きませぬか」の程度にて記述せしむ。 (四年は多少文體を變ずるも可なり)
うめのはな一えだ等		

三年の作を四年と
共に訂正す

若し又各年共(三)の方法によるときは、一年に記述を命じ、二年の言語を修正して二年記述に入れは、三年四年の言語を修正して記述せしめ、次に一年及二年の成績を板上にて訂正し、更に練習題を課し、而して後三年四年を訂正するなり。此際極めて敏活なるべし。又児童の思想は自然的に湧出するが如くなるべし。決して謎的發問又は無用の干渉などを試むべからず。其順序を記すれば、

一 年 | 二 年 | 三 年 | 四 年

時間	豫	備	的	發	問
5. 5. 5. 5. 5.	言語修述 記述	言語修述 記述	言語修述 記述	言語修述 記述	言語修述 記述
	板上訂正 <small>(二三の児童を指名して 板上に書せしむ)</small>			視	
2.	批評訂正	巡		巡	
7.	應用題 <small>(黑板に 小黒板に 掲宗す)</small>	板上訂正			
3.	訂正	各自盤上訂正			
5.	應用題				一般の誤謬を訂正す

算	算	算	記
算	算	算	記
算	算	算	記
算	算	算	記

の如し。其他方法極めて多し。一級及複級教授方法を參酌して適當の方法を用ふ可し。

第三章 算術科教授法

第一節 一級教授法

教授の要旨。

- 第一 日常の計算に習熟せしむること。
- 第二 思考を精確ならしむること。

教授の要旨

第三 生活上必須なる知識を與ふること。

即實質的方面にては、度量衡、貨幣、時刻、及百分算の如き日常必須の計算を迅速且正確にする技術と、租税、貸借、手形等の生活上必須の知識を與へ、形式的方面に於ては、思考を精確にすべく、隨て正確なる言語に表出せしむる習慣を與ふるを必要とするなり。

教授の材料

教授の材料。各學年に配當したる教授材料は、精密に

教科課程表に明記せられ、猶教則の之を補ふあり。今其主要なる點を摘録すれば、尋常科第一學年には二十以下の加減乗除、同第二學年には百以下の加減乗除、同第三學年には通常の加減乗除、同第四學年には通常の加減乗除、及

簡易なる小數の呼び方、書き方、及加減を授け、猶程度に應じて度量衡、貨幣、時刻等の制を授くべく、高等科にては更に尋常科の範圍を擴めて學習せしめ、小數、分數、比例、百分算を教授し、土地の情況によりては簡易なる求積若しくは日用簿記の大要を授け、又は併せ授くべしとせられたり。而して之を計算する方法には暗算、筆算、及珠算あり。從來或は筆珠併用と云ひ、或は單用と云ひ、頗る論議ありしが、施行規則に於ては、筆算を授くべしとせられ、唯土地の情況によりては珠算を併せ授くるを得と定められたり。それさへ尋常小學校第四學年、及高等小學校第一學年に於ては、單に加減を授け、高等小學校第二學年以上に於て

乗除を教授し得らるゝことに規定せられたり。今材料の配列に關する卑案を述べれば、

尋常科第一學年にては、

四月(1)一より五までの加減乗除。

(2)一より十までの計へ方。

(3)「ヒトツ」又は「フタツ」と「イチ」又は二と同義なること。

(4)一個一本一枚等の計へ方。

(5)五より一までの逆の計へ方。

(6)一より五までの算用數字、及日本數字。

五月(1)八までの加減乗除。

(2) 一より二十までの計へ方。

(3) 前月の(3)に同じ。

(4) 幾冊、幾人ヒトリ、幾イチニン、幾フダリ等の計へ方。

(5) 八以下の逆の計へ方。

(6) 八までの算用數字、及、日本數字。

六月(1) 十までの加減乗除。

(2) (3) (5) (6) 前月に準ず。

(4) 幾疋、幾羽等の計へ方。

七月(1) 十以下の練習。

(2) 十までの加算九々。

(3) 幾挺、其他此の如き類の計へ方。

九月(1) 七月に準ず。

(2) 十以下の減算九々。

(3) 七月の(3)に準ず。

十月(1) 十一より二十までの記數法。

(2) 十一より二十までの加減法。

(3) 錢厘の計へ方。

(4) 其他前月に準ず。

十一月(1) 式を用ふる加減の符號、及、計算。

(2) 符號 II を授く。

例へば $a + b = c$ の式に對して $a + b = c$ と記せしむるが如し。

(3) 二十までの乗除。

但し被乗数を二三とし除数を二三とするもの。

(4) 尺寸の計へ方。

三月(1) 二十までの乗除。

但し被乗数を四、五、六、除数を四、五、六とするもの。

(2) 乗除の符號の用方、及、式。

一月(1) 二十までの計へ方。

但し被乗數、及、除數を七、八、九、十とするもの。

二月(1) 二十以下諸練習。

(2) 升合の計へ方。

三月(1) 二十以下練習。

(2) 三十までの計へ方。

尋常科第二學年

第一學期(自四月至七月)

(1) 二十以下の加減乗除練習(式題、及、口唱問題によりて)。

(2) 諸名數の計へ方練習。

(3) 十以下の加減九々練習。

(4) 百までの計へ方。

(5) 百までの加減(暗算)の容易なるもの。

(6) 被乗數單位、乘數十又は十位のみの計算。

例へば、被乗數單位、乘數十の場合、

1×10, 2×10, 3×10, 4×10, 5×10, 等の如く被乗
数単位乗數十位のみ場合は、

2×10, 2×20, 2×30, 2×40, 2×50.....

3×10, 3×20, 3×30,

4×10, 4×20,

5×20,

の如し。

(7) 被乗數十又は十位のみと、乗数単位の計算。

例へば、

10×2, 10×3, 10×4, 10×5, 10×6.....

20×3, 20×4, 20×5,

30×2, 30×3,

40×2,

50×2,

の如し。

(8) 被除数十位のみと、除数単位の計算但し見易き
もの例へば、

20÷2, 40÷2, 60÷2, 80÷2, 100÷2,

30÷3, 60÷3,

40÷4, 80÷4,

50÷5, 100÷5,

60, 70, 80, 90, 100, を夫々6, 7, 8, 9, 10, 以
て除すること。

(9) 乗数三四五被乗数単位の計算。

例へは(茲には乗數五以上をも擧ぐ)

- 7×3, 8×3, 9×3,
- 6×4, 7×4, 8×4, 9×4,
- 5×5, 6×5, 7×5, 8×5, 9×5,
- 4×6, 5×6, 6×6, 7×6, 8×6, 9×6,
- 3×7, 4×7, 5×7, 6×7, 7×7, 8×7, 9×7,
- 3×8, 4×8, 5×8, 6×8, 7×8, 8×8, 9×8,
- 3×9, 4×9, 5×9, 6×9, 7×9, 8×9, 9×9,

第二學期(自九月至十二月)

- (1) 前學期諸練習。
- (2) 乘數及被乘數單位の計算(前學期(9)の續き)

(8) 被乘數が十位と單位とより成り、乘數二三四の

計算。

例へは(茲には便宜上乗數九までを擧ぐ)

- 11×2, 12×2, 13×2, 14×2,.....
- 11×3, 12×3, 13×3, 14×3,.....
- 11×4, 12×4, 13×4, 14×4,.....
- 11×5, 12×5, 13×5, 14×5, 15×5, 16×5
- 11×6, 12×6, 13×6, 14×6, 15×6, 16×6
- 11×7, 12×7, 13×7,
- 11×8, 12×8,
- 11×9,

の如し。

(4) 被除数が十位と單位より成り、夫々除數二三四の倍數のものゝ計算。

例へは(便宜上除數九までを擧ぐ)

$22 \div 2, 24 \div 2, 26 \div 2, 28 \div 2, 32 \div 2, \dots$

$33 \div 3, 36 \div 3, 39 \div 3, 42 \div 3, 45 \div 3, 48 \div 3, 51 \div 3, 54 \div 3, 57 \div 3, 60 \div 3, 63 \div 3, 66 \div 3, 69 \div 3, 72 \div 3, 75 \div 3, 78 \div 3, 81 \div 3, 84 \div 3, 87 \div 3, 90 \div 3, 93 \div 3, 96 \div 3, 99 \div 3$

$44 \div 4, 48 \div 4, 84 \div 4, 88 \div 4, 55 \div 5, 66 \div 6, 77 \div 7, 88 \div 8, 99 \div 9$

(5) 被除数が十位と單位より成り、除數單位の計算。但し前學期の(9)及本學期(2)の還原のもの。

(6) 度量貨幣等の計算の容易なるもの。

第三學期(自一月至三月)

(1) 前學期練習。

(2) 前學期(3)及(4)の續きにして、乘除數五以上九以下のものゝ計算。

(3) 乘算九々の教授。

(4) 簡易なる筆算加減法。

(5) 乘除數十位以上の見易きものゝ計算。

(6) 前學期(6)に同じ。

尋常科第三學年以上は之を省く。

教授方法。 前述したる材料中、稍教授に困難なる部分を抽出して、左に之を取扱ふ方法を説かん。

一、二十以下の加減乗除。 先づ實物の計算より初め、次に

其範圍内に於ける實物的加減乗除を行ひ、其計算の順序、及方法を正確の言語を以て述べしめ、更に又他の實物の二三につきて同様の計算をなさしめ、次に之を抽象したる數に就て計算せしめ、之を正確なる言語を以て概括せしめ、而して後各種の名數の計算に應用し、併せて數字を教授す。例へば、八の數の範圍にて加減乗除を教授するには、先づ筆八本を示して之を計へしめ、次に左の順序により筆につきて計算せしむ。

$$7+1=8, \quad 6+2=8, \quad 5+3=8, \quad 4+4=8$$

$$8-1=7, \quad 8-2=6, \quad 8-3=5, \quad 8-4=4, \quad 8-5=3, \quad 8-6=2,$$

$$8-7=1$$

$$2 \times 4 = 8, \quad 4 \times 2 = 8$$

$$8 \div 2 = 4, \quad 8 \div 4 = 2$$

同様に、他の書冊の數へ方紙の枚數の計へ方等をなさしめ、而して後名數を離れて、單に數につきて概括せしむるが如し。

斯く一數にとり多方的に取扱ふことは、十以下の數を以て限りとし、十一以上二十までの數は、先づ加減を授け、次に乗除を授くるは、教授上便利なるが爲なるのみならず、此二法は互に計算の正確なる所以を證明するを得て、精確なる思想を與ふるに、甚必要なればなり。十一以上の加減法を授くるには、十以下の數の觀念に

基づき其教授方法も困難ならずと雖乗除の教授は稍困難にして未だ適當なる教授方法を用ゐしものを見ず。余は左の如き順序によりて之を教授せんとす。

(1) 二を被乗數又は除數とするもの。即

十二、十四、十六、十八、二十、

(2) 三を同上。

十二、十五、十八、二十一、

(3) 四を同上。

十二、十六、二十、

(4) 五を同上。

十五、二十、

(5) 六を同上。

十二、十八、

(6) 七を同上。

十四、二十一、

(7) 八を同上。

十六、

(8) 九を同上。

十八、

(9) 十を同上。

二十、

(10) 二十以下に於て數に制限を置かざるもの例へは除

し盡し得ざる數の如し。

而して之を教授するには、左の如き方法に據る。

$$2 \times 5 = 10 \quad 10 + 2 = 12 (2 \times 5 + 2 = 12)$$

故に $2 \times 6 = 12$ 。

$$12 + 2 = 14 (2 \times 6 + 2 \text{ 即ち } 2 \times 7)$$

故に $2 \times 7 = 14$ 。

$$14 + 2 = 16 (2 \times 7 + 2 \text{ 即ち } 2 \times 8)$$

$$2 \times 8 = 16。$$

其他之に準ず。

説明の方法は、十の觀念より二の五倍は十なることを知る。之れに二を加ふれば、十二にして即ち二を六倍したるものと同じく、かくて二の八倍は十六の結果に到

達するなり。又除法に於ては、

$$10 \div 2 = 5, \quad 2 \div 2 = 1$$

故に $12 \div 2 = 6 (12 = 10 + 2 \quad 12 \div 2 = 10 \div 2 + 2 \div 2)$ 。

$$12 \div 2 = 6 \quad 2 \div 2 = 1$$

$$14 \div 2 = 7 (14 = 12 + 2 \quad 14 \div 2 = 12 \div 2 + 2 \div 2)$$

其他の數は之に準ず。

説明の方法は、十の中には二の五倍あり。二は勿論二の一倍なり。十二は二の五倍と二の一倍とより成る即ち二の六倍を含むといふが如し。以下の諸數皆然り。

又以上の表中に掲げられざる數例へは十三を二除することば

13 > 12, 13 < 14, なり故に二の六倍より多く七倍より一少く即ち其結果は二除すれば商六を得て一を残余とすることを教授す。此の如くなれば十以下の觀念を基礎として、十以上の數は難なく取扱ふことを得べし。

〔注意前歎述ふる所の倍、除等の語は解し易き語に改むべし。例へば幾度とか、或は幾つに分けるとかの語を用ふるが如し。〕

二、暗算。暗算に依る計算は凡て珠算的なるを可とす。

例へば

12-5 は 10-5=5, 5+2=7。

23+18 は 20+10=30, 3+8=11, 30+11=41。

但し此の如き加減に入るに先だち、

6-4=2 60-40=20, 5-3=2

50-30=20。

の如き計算方法を授くべし。

26×4 は 20×4=80, 6×4=24。

80+24=104。

又被除數の十位數を除數にて除し盡し得べきもの例へば、

24÷4 は 20÷4=5, 4÷4=1,

5+1=6。

の如くじ。猶進みては簡易計算法を授くべし。

例へば、

$$36+98 \text{ は } 36+100=136$$

$$136-2=134 \text{ の如し。}$$

三筆算加減乗除とも暗算を基礎として、運算の方法を授くることを忘るべからず。例へば、

$$34+18 \text{ は } \begin{array}{r} 34 \\ 18 \\ \hline 12 \\ 40 \\ \hline 52 \end{array} \text{ ぬ。}$$

の如くせしめ、後に通常の加法を教

〔注意〕加減法、及、乗法は暗算の如く首位より始めて運算せざることを授くべし。

の如く先づ被減数の十位のみより

$$34-18 \text{ は } \begin{array}{r} 34 \\ 18 \\ \hline 20 \\ 4 \\ \hline 16 \end{array}$$

引きたるものを書し、次に被減数の末位の數を加へて計算せしめ、次に通常の算法を教ふ。

$$26 \times 3 \text{ は } \begin{array}{r} 26 \\ 3 \\ \hline 18 \\ 60 \\ \hline 78 \end{array} \text{ 次に } \begin{array}{r} 26 \\ 3 \\ \hline 78 \end{array} \text{ を教ふ。}$$

除法は九々を用ゐて直に計算し能ふものより始め、次に除數にて被除數の十位數、及、末位數の各を除し盡し得るもの、次に一般の除法に及ぶ。

例へば、

$$48 \div 6 \text{ は } \begin{array}{r} 8 \\ 6 \overline{)48} \end{array} \quad 48 \div 4 \text{ は } \begin{array}{r} 10 \\ 2 \\ 4 \overline{)48} \\ \text{より} \\ 12 \\ 4 \overline{)48} \end{array} \text{ 次に}$$

$$48 \div 3$$

は	16
3)48	3
	18
	18

の如き通常の方法を授く。

四、九々は尋常一學年にて加減九々、二學年にて乗算九九を授くべし。

乗算九々は兒童をして左の間に答へしむるときは、自ら九々表を得べく。次で之を誦する方法を授くれは可なり。

$$2 \times 2 = \Delta$$

$$2 \times 3 = \Delta$$

……等

$$3 \times 3 = \Delta$$

$$3 \times 4 = \Delta$$

……等以下類推すべし。

五、小數は分數と離れて、十進法、及前後各位の關係を基礎として之れを授くべし。其の分數と相關することは高

等小學校三學年に於てすべし。女兒のためには分數を多く課するよりは、寧ろ小數を多く課するを適當とす。尋常小學校に於ける小數の教授は、度量等の十進法のものを基礎として其計算方法、及書き方を授け、漸く進みて簡易なる小數を授くべし。

六、分數の觀念は、恰かも整數の加減乗除を初歩に於てなしたる如くして之を與ふべし。

例へば、

$$1 = \frac{1}{2} + \frac{1}{2}$$

なり。故に $1 = \frac{1}{2} \times 2$

$$1 + \frac{1}{2} = 2$$

$$1 - \frac{1}{2} = \frac{1}{2}$$

或は $\frac{1}{2} = \frac{1}{4} + \frac{1}{4}$ なり。故に $\frac{1}{2} = \frac{1}{4} \times 2$

$$\frac{1}{2} - \frac{1}{4} = \frac{1}{4}$$

$$\frac{1}{2} + \frac{1}{4} = \frac{3}{4}$$

更に進みて約分、同分母加法等を授く。

教授上の注意

一、初歩の算術教授に用ふる實物は何物にても可なれども、立方體は使用に便利なり。特に乗除を教ふるに

教授上の注意

適せり。

菖蒲團子の如き計數器は數へ方と加減に適するのみ。

二、度量、衡等の教授は下位より始め、命法より始むるを便とす。例へば、六尺は一間なりと授け、次に十二尺は幾間なるかの練習題を課する如し。尋常科高等科共に然りとす。

三、小數の初歩は貨幣又は尺度等十進數の單位以下の計算を意味す。必しも一七八六等の如きものにあらず。尋常小學校の小數は必ず此類より始むべし。

四、四則雜題は尋常科高等科通じて之を課し、思想を精

確ならしむべし。

五、諸算法は暗算の理論を基礎として進むべし。

六、暗算は、加減法の如きは加減数の十位と單位とを稍時間を置きて口唱する時は、珠算的に加減せしむるを得て便利なり。

七、暗算は其問題を唯一回明瞭に口唱すべし。但し時々板上に必要な數字を記するも可なり。

八、凡て問題を撰擇するには、左の注意を要す。

- (1) 他の教科と聯絡すること。
- (2) 物價の如きは時價に依ること。
- (3) 生活上必須の知識を與ふること。

(4) 某時間に提出する問題は、各問題の間に關係あるを要す。例へば金錢の計算ならば、凡て金錢に關したる問題なるべく、衣服を製するならば、其の布片の尺數其の代價其の裁縫賃等皆計算せしむべきが如し。

九、暗算にて爲し得るものは、筆算中と雖、屢之を使用せしむべし。

十、本科に於ては、教授と練習と多少趣を異にす。然るに世上其區別を明瞭にせざるものあるが如し。蓋し教授題は新算法又は理會に關する思考的問題なるべく、練習題は是等の應用たるのみ。故に新算法を確實

に運用せしむる爲には常に式題を用ふべく。理會力を得しめたる後には、所謂練習問題を提出すべし。此の問題提出法は口唱して必要數字のみ板上に記するものと成文にて提出することあり。偏すべからず。

第二節 單級教授法

算術科は、同一時間異程度に授くるを至當とし、其教授細目は第三號表に依るべきものなり。異程度なりと雖、屢、各年に聯絡せる問題によりて之を提出するを便とす、前已に述べたる作文科教授の方法を參酌すべし。今左に其例を述べれば、暗算にては、

一	年	問題口唱提出 計 算	檢 副 計	答 問 算	檢 副 計
二	年	問題(口唱)	檢 副 計	答 問 算	檢 副 計
三	年	問題(口唱) 計 算	檢 副 計	答 問 算	檢 副 計
四	年	問題(口唱) 計 算	檢 副 計	答 問 算	檢 副 計

算	略	計	算	略
略	略	略	略	略

の如き順序を取り、二三回此の如き順序によりて問題を提出し、之が答案を検するなり。答案は必しも記載せしむるを要せずと雖、凡て提出、及、檢答は明瞭にして敏捷、且、正確ならざる可らず。教案には次の如く書すれば可なり。但し答を朱書し置くべし。

一	年	二	年	三	年	四	年
5×3		$+ 27$		$+ 54 - 40$		$+ 7 \times 8$	

$$\frac{-6}{+5} \quad \frac{37+48+5}{4+22+6}$$

(-6) 及 ($\div 5$) は副問にして、 5×3 の答 15 を得たる後、單に「引ク六」の如く提出するなり。 $37+48+5$ 及 $4+22+6$ は廻轉黑板上に掲記するものとす。第一例の四問 $5 \times 3 + 27 + 54 - 40 \div 7 \times 8$ 等は所謂聯絡題にして、夫々相聯絡せり。故に三年の問題は $5 \times 3 + 27 + 54 - 40$ と同意義なりとす。廻轉板の問題も之に準ず。但し廻轉板上には三年の分と四年の分と問題を連接して掲記すべきも、色白墨を用ゐて其範圍を明にすべし。(暗算の諸問題に於ては括弧用法に依らざるものとす順に計算すれば足れり。)